

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 8月10日
【会社名】	ピクスタ株式会社
【英訳名】	PIXTA Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古保 大介
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
【電話番号】	03-5774-2692（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 恩田 茂穂
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
【電話番号】	03-5774-2692（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 恩田 茂穂
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 286,110,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 519,673,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 127,908,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	180,000（注）2 .	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1 . 平成27年8月10日開催の取締役会決議によっております。

2 . 発行数については、平成27年8月26日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3 . 当社は、野村証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、12,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

4 . 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

平成27年9月3日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成27年8月26日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	180,000	286,110,000	154,836,000
計（総発行株式）	180,000	286,110,000	154,836,000

- （注）
1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
 2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成27年8月10日開催の取締役会決議に基づき、平成27年9月3日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
 5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,870円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は336,600,000円となります。
 6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
 7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)2.	未定 (注)3.	100	自 平成27年9月4日(金) 至 平成27年9月9日(水)	未定 (注)4.	平成27年9月13日(日)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成27年8月26日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年9月3日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成27年8月26日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成27年9月3日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成27年8月10日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成27年9月3日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成27年9月14日(月)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成27年8月27日から平成27年9月2日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店	東京都渋谷区宇田川町23番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成27年9月13日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
計	-	180,000	-

- (注) 1. 平成27年8月26日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成27年9月3日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
309,672,000	5,000,000	304,672,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,870円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額304,672千円については、広告宣伝費用、開発強化の費用、素材獲得費用に充当する予定であります。

具体的には、以下に充当する予定であります。

国内・海外における購入者獲得のための広告宣伝活動資金として、インターネットのアフィリエイト広告等(日本、台湾等)へ平成27年12月期に22,800千円、平成28年12月期に68,500千円、平成29年12月期に80,000千円を充当致します。

事業にかかるシステム開発・改良のための開発担当人員の増員及び外部サービス導入等による開発基盤増強の費用として、平成27年12月期に12,000千円、平成28年12月期に27,000千円、平成29年12月期に38,000千円を充当致します。

素材数増加のための施策に関連して、クリエイター獲得及び支援を行う人員の増員に係る費用として平成27年12月期に5,000千円、平成28年12月期に5,000千円、平成29年12月期に5,000千円、また自社での素材制作に係る撮影関連支出として平成27年12月期に6,460千円、平成28年12月期に6,460千円、平成29年12月期に6,460千円を充当致します。

上記以外の残額は、平成27年12月期以降に企画・営業・管理人材の採用及び教育関連支出に充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成27年9月3日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	277,900	519,673,000	PO Box 309 GT, Uglan House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands Globis Fund , L.P. 98,500株
				東京都千代田区麹町一丁目12番地12 ホームート半蔵門4F SocialEntrepreneur投資事業有限責任組合 53,000株
				千葉県松戸市 古俣 大介 50,000株
				シンガポール共和国トンワットロード 遠藤 健治 30,000株
				PO Box 309 GT, Uglan House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands Globis Fund (B), L.P. 27,700株
				神奈川県鎌倉市 内田 浩太郎 13,000株
東京都千代田区麹町一丁目12番地12 ホームート半蔵門4F 関西インキュベーション投資事業有限責任組合 5,700株				
計(総売出株式)	-	277,900	519,673,000	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,870円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1. (注)2.	未定 (注)2.	自 平成27年 9月4日(金) 至 平成27年 9月9日(水)	100	未定 (注)2.	引受人の本店及 び全国各支店	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社	未定 (注)3.

(注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成27年9月3日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	68,400	127,908,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 68,400株
計(総売出株式)	-	68,400	127,908,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,870円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4. に記載した振替機関と同一であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自 平成27年 9月4日(金) 至 平成27年 9月9日(水)	100	未定 (注)1.	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

- (注)1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1．東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2．グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主であるGlobis Fund , L.P.、SocialEntrepreneur投資事業有限責任組合、Globis Fund (B), L.P.及び関西インキュベーション投資事業有限責任組合（以下「貸株人」と総称する。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、68,400株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成27年10月9日行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、平成27年9月14日から平成27年10月6日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に達しない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であり貸株人であるGlobis Fund , L.P.、SocialEntrepreneur投資事業有限責任組合、Globis Fund (B), L.P.及び関西インキュベーション投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日含む)後90日目の平成27年12月12日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得することおよびその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。）等を行わない旨を合意しております。

また、売出人であり当社役員である古俣大介、遠藤健治および内田浩太郎、当社役員である恩田茂穂並びに当社株主であるGaiaX Global Marketing & Ventures Pte. Ltd.および古俣範雄は、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日含む)後90日目の平成27年12月12日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、売出人については引受人の買取引受による売出しを除く。）等を行わない旨を合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日含む)後180日目の平成28年3月11日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙に当社のロゴマーク



を記載いたします。

(2) 表紙の次に「1 事業の概況」～「3 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものです。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 事業の概況

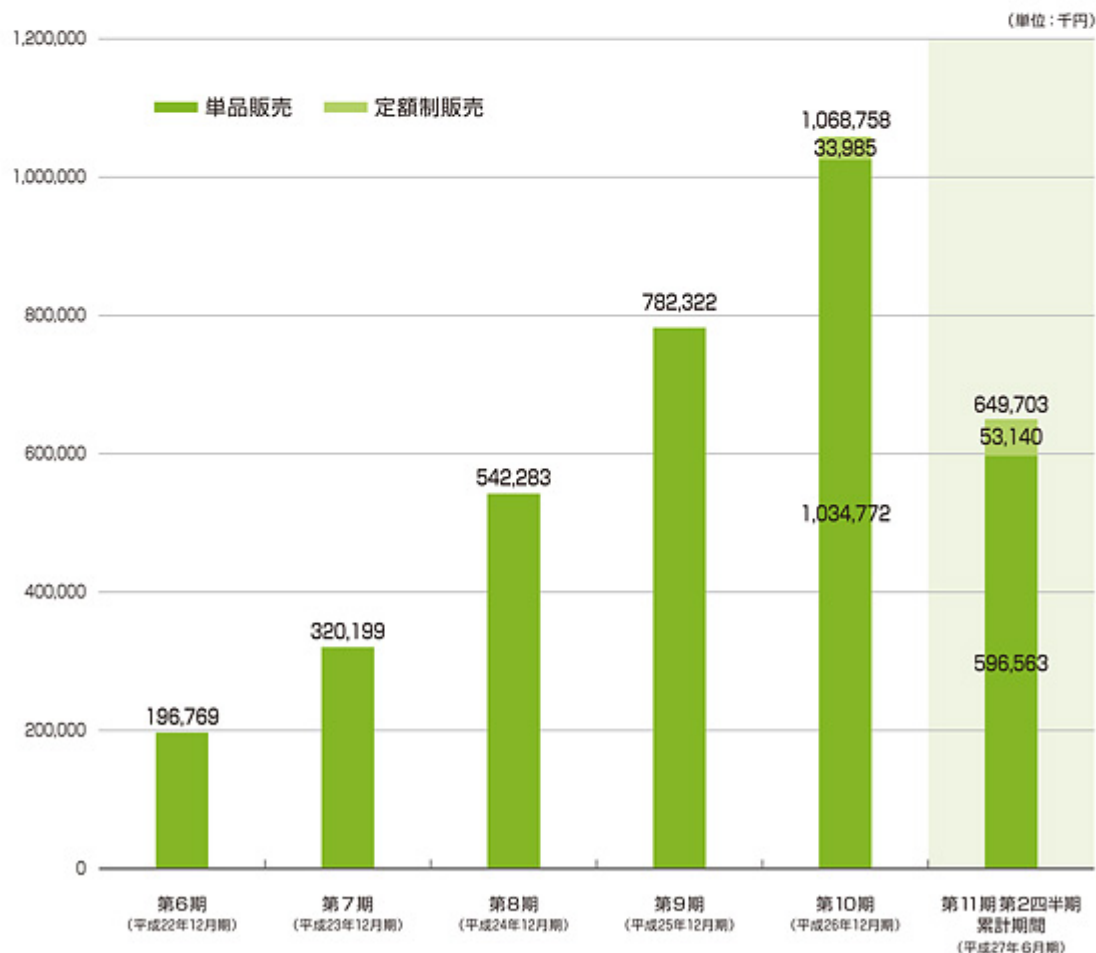
当社は、「インターネットでフラットな世界をつくる」ことを企業理念として掲げ、インターネットを最大限活用し、価値を生む人とそれを活かす人を最大多数結びつけ、多様性に富む活気ある社会の実現に貢献していくことを目指しております。

その理念のもと、インターネット上で写真・イラスト・動画等のデジタル素材の仕入から販売までを行うオンラインマーケットプレイス「PIXTA(ピクスタ)」の運営を主たる事業とし、アジアNo.1のクリエイティブ・プラットフォームとなることを目指して事業展開をしております。



「PIXTA(ピクスタ)」サイトイメージ

売上高構成



(注)売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 事業の内容

デジタル素材のオンラインマーケットプレイス「PIXTA」について

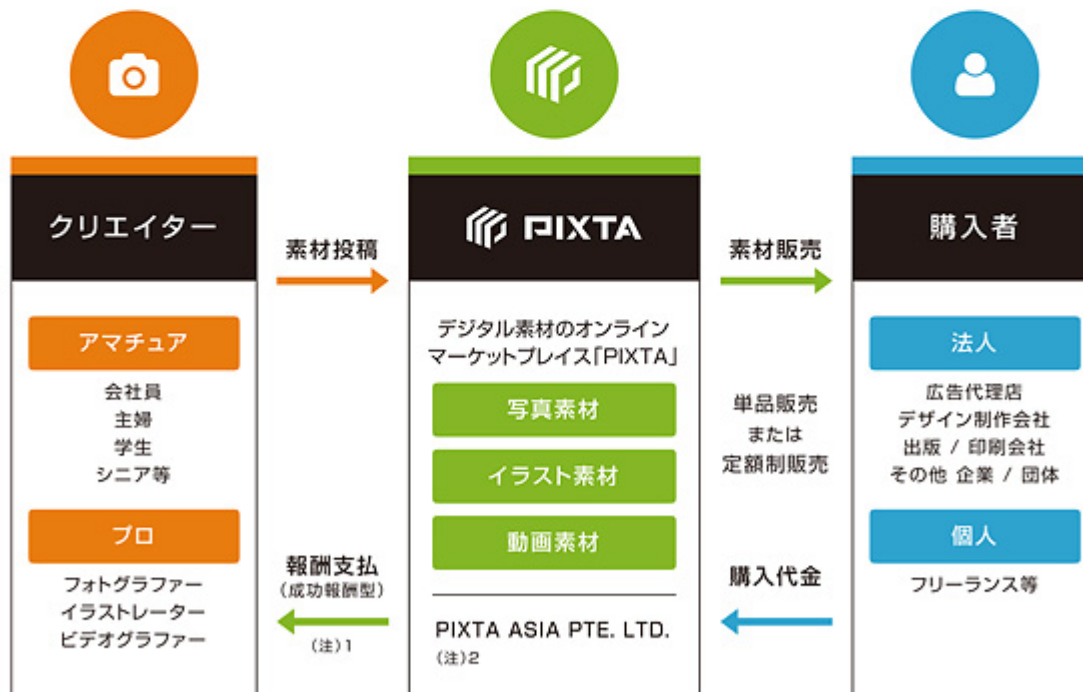
当社が運営する「PIXTA」は、インターネット上でクリエイターから集めた写真・イラスト・動画等のデジタル素材を、素材を必要とする法人・個人向けに販売するサービスです。

デジタル素材とは、広告等のコンテンツを制作するうえで、ビジュアル効果を高めるために用いられる素材のことです。従来このような素材は、主に広告代理店やデザイン制作会社などに使用されていましたが、インターネット環境の発展やデジタルコンテンツ制作コストの低下を背景に、出版・印刷会社等の幅広い業種の法人からフリーランス等の個人まで多様な属性の購入者に利用されるようになりました。また、利用される素材の種類も写真・イラストから動画へ、利用範囲も紙媒体等からインターネット広告、電子書籍、スマートフォンアプリなどへと広がりを見せています。

また「PIXTA」ではプロ・アマチュアを問わずオンラインで素材を投稿することができるため、会社員、主婦、学生、シニア等のアマチュアクリエイターからプロのフォトグラファー、イラストレーター、ビデオグラファーまで、国内外の幅広い層のクリエイターが、時間や距離、経歴や経験など既存の枠組みにとらわれることなく素材の提供を行っております。

このように、「PIXTA」では多種多様なデジタル素材を求める購入者と、さまざまな属性のクリエイターから集まった素材とをオンライン上でマッチングする場を提供しております。

「PIXTA」の事業概要図



(注)

1. 当社は、クリエイターの投稿した素材が実際に売れた場合に、当該クリエイターに対し、販売価格と当社で定める「コミッション率」に応じた「獲得クレジット」を付与します。クリエイターは、保有する「獲得クレジット」が当社の定める最低支払基準額を超えた時点で、希望する金額を、希望するタイミングで換金申請することができます。

2. PIXTA ASIA PTE. LTD. は、アジアにおける素材調達支援を含めた海外展開支援業務を行っております。

「PIXTA」で販売しているデジタル素材について

「PIXTA」の素材は、すべてロイヤリティフリー・ライセンス(注)で提供されています。購入者は、利用対価を支払うことにより、当社の利用規約で定める範囲で、自由に何度でも利用できるデジタル素材をダウンロードすることが可能です。

(注) ロイヤリティフリー・ライセンスとは

事前に取り決められた使用許諾範囲内であれば、追加の使用料(ロイヤリティ)の発生が免除されている著作物の使用権のこと。一度データを購入すれば、そのあとは利用規約の定める範囲で何度でも使用可能。

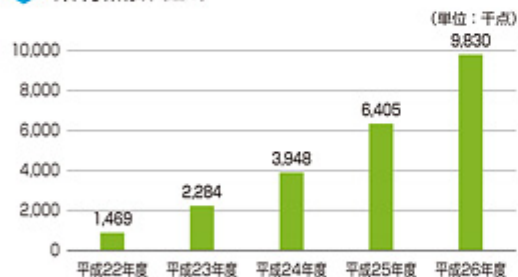
販売制度について

「PIXTA」では、必要ときに必要な分だけデジタル素材を購入したい方向けの「単品販売」と、大量のデジタル素材を購入したい方向けの「定額制販売」の2つの販売制度にて素材を提供しております。

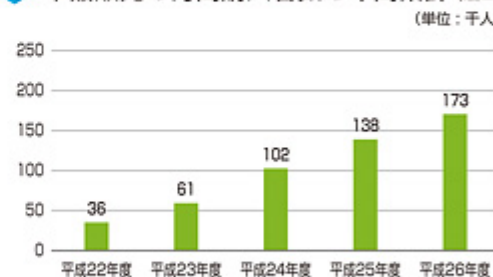


素材点数と単品販売の月間購入者数の年間累計及び定額制販売の契約数の推移

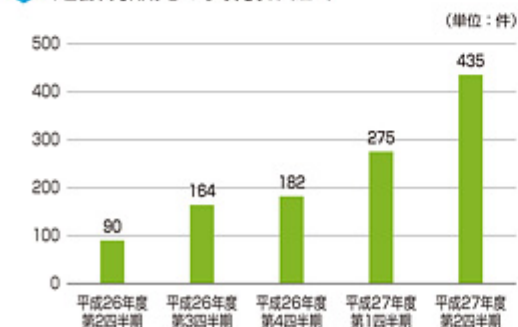
素材点数(注1)



単品販売の月間購入者数の年間累計(注2)



定額制販売の契約数(注3)



(注)

- 各年の12月31日時点で、「PIXTA」で販売されているデジタル素材の合計点数
- 各月の月間購入者数(月に1回以上購入した人数)の12ヶ月分を合算した数値
- 各四半期末時点の契約数。
定額制販売は平成26年4月よりサービスを開始

サービスの特徴について

当社サービスの特徴として、以下が挙げられます。

1 クラウドソーシングによる素材収集

サイト内に専用のアップロードページを設け、クリエイターが各自の都合の良いタイミングでデジタル素材のアップロードや検索用キーワード等の情報の編集を行うことができるようにしております。このことにより、クリエイターは時間や場所にとらわれず自由に素材を提供することが可能であり、一方当社においても撮影費用等を省力化したうえで大量の素材を集めることができます。

2 独自の審査とクリエイターへのサポートによる素材クオリティの確保

まず、クリエイターが会員登録後、素材投稿を行う前に、著作権・肖像権等の権利や素材に求められる要件について解説した「入門講座」を閲覧し、内容の理解度を問う「入門テスト」に合格することを必須としております。

次に、アップロードされた素材については審査スタッフが一点一点審査を行っており、画質や被写体の肖像権をはじめとした権利関係などを重点的にチェックしております。素材の審査においては、社内で独自に開発したオンライン審査システムを活用することで、大量の素材を審査することが可能となっております。

また、よりクオリティの高い、購入者のニーズに合う素材を投稿してもらうための取り組みとして素材の販売動向を把握・分析した上で、クリエイターに対し、メールマガジンやクリエイター向けブログ「PIXTA Channel」、セミナーなどを通じて素材制作ノウハウ等の情報提供を行っております。また、一定のクオリティを有する素材を当社にのみ提供できるクリエイターに対しては「専属クリエイター」に登録できる制度を設け、報酬の支払いや審査において優遇を行っております。さらに、一定のニーズを有する人物素材を当社にのみ継続的に提供できるクリエイターを「人物専属クリエイター」と位置づけ、人物モデルを紹介するなどの撮影サポートを行っております。



クリエイター向けブログ「PIXTA Channel」サイトイメージ

素材クオリティ確保のためのプロセス

素材の販売動向を把握・分析



素材制作ノウハウを投稿クリエイターに提供

オンライン情報提供

セミナー

専属・人物専属クリエイター制度
モデル紹介などの撮影サポート、報酬や審査優遇



投稿素材を審査し素材のクオリティを確保

自社オンライン審査システムにより、大量の素材を審査可能

③ オンラインベースの販売体制

購入者獲得に際しては、SEO(注1)・SEM(注2)などいわゆるオンラインマーケティングにより多くの見込み客を誘導する仕組みを構築しております。

また、サイトを訪れた購入者が欲しい素材をすぐ探せるようにするための検索機能の改良や、会員登録から購入までの手続を簡素化するようなサイトの利便性を高める改善を常時行っております。

◆ 当社サービスの特徴について



(注)

1. SEOとは:検索エンジンの検索結果のページの表示順の上位に自らのWebサイトが表示されるように工夫すること
2. SEMとは:検索エンジンから自社Webサイトへの訪問者を増やすマーケティング手法のひとつ

今後の事業展開の方針

当社は、設立以来、デジタル素材のクリエイティブ・プラットフォーム運営会社として、写真・イラスト・動画などのデジタル素材販売により事業を拡大してまいりました。しかしながら、デジタル素材の利用シーンや利用方法は未だ限定的であり、今後、インターネットのさらなる普及拡大、デジタル素材の利用拡大が見込まれるため、当社のサービスが成長する余地は大きいものと考えております。また、アジアをはじめとする諸外国でのニーズ拡大のスピードは、日本におけるそれを大きく上回るものと考えられます。

このような状況のもと、当社はさらなる成長、事業の拡大のため、特に既存事業において新規購入者及び継続的な購入者の増加施策やサービスの継続的改善を通じて収益基盤の安定化を図ると共に、さらなる成長のため海外への事業進出や新規事業を積極的に推進してまいりたいと考えております。

3 業績等の推移

提出会社の経営指標等

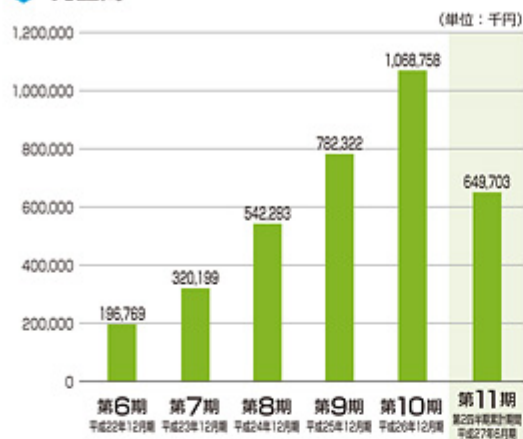
(単位：千円)

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期 第2四半期
決算年月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年6月
売上高	196,769	320,199	542,283	782,322	1,068,758	649,703
経常利益又は経常損失(△)	1,394	△28,220	△54,333	△46,450	98,441	74,694
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	2,055	△24,648	△54,623	△46,980	90,533	69,156
持分法を適用した場合の投資利益	-	-	-	-	-	-
資本金	69,200	104,472	104,472	141,478	146,278	149,918
発行済株式総数	8,000	9,058	9,058	96,442	98,842	2,006,440
普通株式 (株)	8,000	8,175	8,175	87,612	90,012	2,006,440
A種優先株式 (株)	-	883	883	8,830	8,830	-
純資産額	2,139	48,034	△6,588	20,444	120,577	197,013
総資産額	79,883	173,263	188,153	277,561	460,242	569,662
1株当たり純資産額 (円)	267.42	△1,325.86	△7,356.22	△20.53	30.62	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	-	-	-	-	-	-
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	256.91	△2,949.67	△6,030.36	△25.52	46.87	34.81
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	2.7	27.7	△3.5	7.4	26.2	34.6
自己資本利益率 (%)	184.9	-	-	-	128.4	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	△42,996	133,450	70,473
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	△9,592	△1,080	△25,235
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	70,695	7,276	△452
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	-	-	-	140,861	281,651	326,695
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	10 (0)	14 (4)	29 (6)	44 (8)	41 (11)	47 (13)

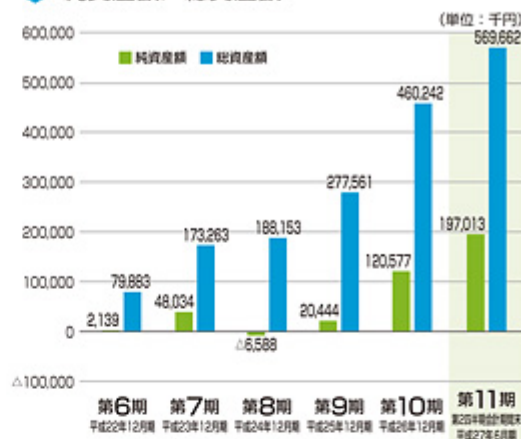
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第6期、第7期及び第8期は関係会社が存在しないため、第9期、第10期及び第11期第2四半期は子会社1社(PIXTA ASIA PTE.LTD.)を有しておりますが、持分法非適用の非連結子会社であるため、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額は、第6期、第10期及び第11期第2四半期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第7期、第8期及び第9期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できず、また1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
5. 第7期及び第9期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。また、第8期の自己資本利益率については、債務超過であるため記載しておりません。
6. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向については、それぞれ記載しておりません。
8. 当社は第9期より、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第6期、第7期及び第8期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員(契約社員を含み、当社から社外への出向者を除く。)であり、従業員数種の()外書きは、臨時従業員(アルバイトを含む。)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
10. 第7期、第8期及び第9期においては、人材採用を進めたことにより人員費が増加したこと、広告出稿を積極的に推進したことによる広告宣伝費が増加したこと及び第9期においてはこれらに加えて海外事業への先行投資を実施したことにより、経常損失及び当期純損失となりました。
11. 第9期及び第10期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第6期、第7期及び第8期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。なお、第11期第2四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
12. 当社は、平成27年5月15日付で、定款に基づきA種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また当社が取得したA種優先株式について、平成27年5月15日開催の取締役会決議により、同日付で会社法第178条に基づき当該A種優先株式をすべて消却いたしました。
13. 当社は、平成25年10月7日付で株式1株につき10株の株式分割を行い、また平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行いましたがいずれも第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。
14. 第11期第2四半期における売上高、経常利益、四半期純利益、1株当たり四半期純利益金額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第11期第2四半期会計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額、自己資本比率及び従業員数については、第11期第2四半期会計期間末の数値を記載しております。
15. 当社は、平成25年10月7日付で株式1株につき10株の株式分割を行い、また平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第6期、第7期及び第8期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期 第2四半期
決算年月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年6月
1株当たり純資産額 (円)	1.34	△6.83	△36.78	△20.53	30.62	-
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	1.28	△14.75	△30.15	△25.52	46.87	34.81
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	-	-	-	-	-	-

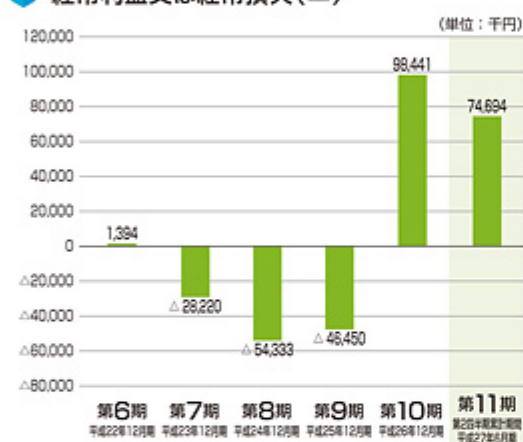
売上高



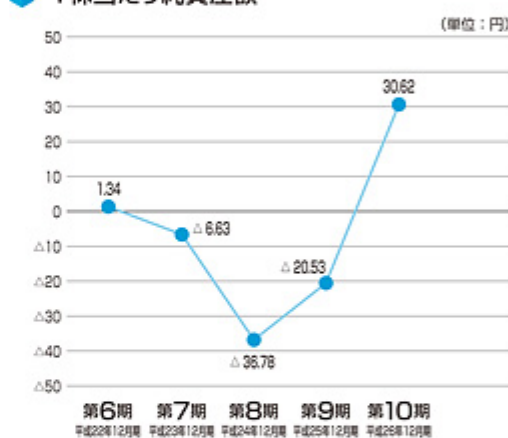
純資産額／総資産額



経常利益又は経常損失(△)

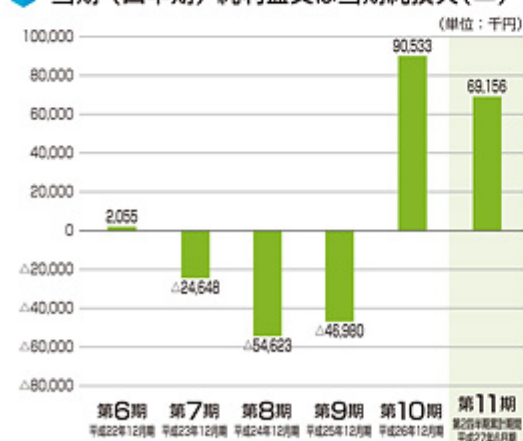


1株当たり純資産額

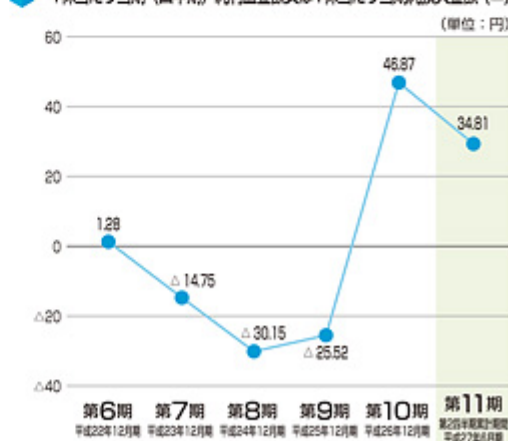


(注) 当社は、平成25年10月7日付で株式1株につき10株の株式分割を行い、また平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。上記では第6期の報告に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を掲載しております。

当期（四半期）純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期（四半期）純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)



(注) 当社は、平成25年10月7日付で株式1株につき10株の株式分割を行い、また平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。上記では第6期の報告に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を掲載しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月
売上高 (千円)	196,769	320,199	542,283	782,322	1,068,758
経常利益又は経常損失 () (千円)	1,394	28,220	54,333	46,450	98,441
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	2,055	24,648	54,623	46,980	90,533
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	69,200	104,472	104,472	141,478	146,278
発行済株式総数	8,000	9,058	9,058	96,442	98,842
普通株式 (株)	8,000	8,175	8,175	87,612	90,012
A種優先株式 (株)	-	883	883	8,830	8,830
純資産額 (千円)	2,139	48,034	6,588	20,444	120,577
総資産額 (千円)	79,883	173,263	188,153	277,561	460,242
1株当たり純資産額 (円)	267.42	1,325.86	7,356.22	20.53	30.62
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	256.91	2,949.67	6,030.36	25.52	46.87
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	2.7	27.7	3.5	7.4	26.2
自己資本利益率 (%)	184.9	-	-	-	128.4
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	42,996	133,450
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	9,592	1,080
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	70,695	7,276
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	140,861	281,651
従業員数 (人)	10	14	29	44	41
(外、平均臨時雇用者数)	(0)	(4)	(6)	(8)	(11)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第6期、第7期及び第8期は関係会社が存在しないため、第9期及び第10期は子会社1社(PIXTA ASIA PTE. LTD.)を有しておりますが、持分法非適用の非連結子会社であるため、記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、第6期及び第10期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第7期、第8期及び第9期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できず、また1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

5. 第7期及び第9期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。また、第8期の自己資本利益率については、債務超過であるため記載しておりません。
6. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向については、それぞれ記載しておりません。
8. 当社は第9期より、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第6期、第7期及び第8期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員（契約社員を含み、当社から社外への出向者を除く。）であり、従業員数欄の（ ）外書きは、臨時従業員（アルバイトを含む。）の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
10. 第7期、第8期及び第9期においては、人材採用を進めたことにより人件費が増加したこと、広告出稿を積極的に推進したことによる広告宣伝費が増加したこと及び第9期においてはこれらに加えて海外事業への先行投資を実施したことにより、経常損失及び当期純損失となりました。
11. 第9期及び第10期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第6期、第7期及び第8期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
12. 当社は、平成27年5月15日付で、定款に基づきA種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また当社が取得したA種優先株式について、平成27年5月15日開催の取締役会決議により、同日付で会社法第178条に基づき当該A種優先株式をすべて消却いたしました。
13. 当社は、平成25年10月7日付で株式1株につき10株の株式分割を行い、また平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行いました。いずれも第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（ ）を算定しております。
14. 当社は、平成25年10月7日付で株式1株につき10株の株式分割を行い、また平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（ の部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第6期、第7期及び第8期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月
1株当たり純資産額 (円)	1.34	6.63	36.78	20.53	30.62
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (円)	1.28	14.75	30.15	25.52	46.87
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

2【沿革】

当社代表取締役社長 古俣大介は、デジタル素材マーケットプレイス「PIXTA」の運営を目的として、平成17年8月に株式会社オンボードを設立しました。

現在までの沿革は下表のとおりであります。

年月	概要
平成17年8月	東京都渋谷区渋谷において株式会社オンボード設立
平成18年5月	デジタル素材マーケットプレイス「PIXTA」をリリースし、写真素材の販売を開始
平成19年6月	「PIXTA」上でイラスト素材の販売を開始
平成21年4月	ピクスタ株式会社に商号変更
平成21年4月	本社を東京都目黒区中目黒に移転
平成22年2月	「PIXTA」上で動画素材の販売を開始
平成22年11月	本社を東京都渋谷区渋谷に移転
平成25年7月	「PIXTA」英語版サイトを開設
平成25年11月	シンガポール共和国シンガポール市に現地法人PIXTA ASIA PTE.LTD.を設立
平成25年12月	「PIXTA」中国語版サイトを開設
平成26年4月	定額制デジタル素材マーケットプレイス「Imasia」をリリース
平成27年4月	「Imasia」サイトを「PIXTA」サイトへ統合
平成27年7月	台北市に台湾支店（日商匹克斯塔圖庫股份有限公司台湾分公司）を設立

3【事業の内容】

当社は、「インターネットでフラットな世界をつくる」ことを企業理念として掲げ、インターネットを最大限活用し、価値を生む人とそれを活かす人を最大多数結びつけ、多様性に富む活気ある社会の実現に貢献していくことを目指しております。その理念のもと、インターネット上で写真・イラスト・動画等のデジタル素材の仕入から販売までを行うオンラインマーケットプレイスの運営を主たる事業とし、アジアNo.1のクリエイティブ・プラットフォームとなることを目指して事業展開をしております。

なお、当社は、クリエイティブ・プラットフォーム事業の単一セグメントのため、セグメント情報は記載しておりません。

1. クリエイティブ・プラットフォーム事業について

(1) デジタル素材のオンラインマーケットプレイス「PIXTA」について

当社はインターネット上で写真・イラスト・動画等のデジタル素材の販売を行う「PIXTA」の運営を主たる事業として展開しております。

デジタル素材とは、広告やコンテンツを制作するうえで、ビジュアル効果を高めるための素材として利用されるものであります。「PIXTA」では、このデジタル素材を国内外のクリエイターからクラウドソーシング形式で収集し、素材を必要とする法人・個人向けに販売しております。クリエイターへは、販売実績に応じて報酬を支払っております。

従前、新聞・書籍・チラシ・カタログ等の紙媒体を中心とする広告等に用いられる素材は、広告代理店、デザイン制作会社といった広告制作を専門とする企業によって使用されるのが一般的でした。しかし、インターネット環境の発展や技術革新によるデジタルコンテンツの制作コストの低下を主な背景として、動画広告を含むインターネット広告やデジタルサイネージ（注）などのデジタル販売促進ツール、電子書籍やスマートフォンアプリなど、デジタル素材の利用範囲の裾野も広がってきております。

このような背景のもと、当社が取り扱うデジタル素材は広告制作会社やデザイン制作会社のみならず、出版・印刷会社、その他企業・団体など幅広い業種の法人からフリーランス等の個人まで多様な属性の購入者に利用されています。また、利用される素材の種類も写真・イラストから動画等へと多様化してきております。

また、このような素材は、これまでは専門業者によって制作されていましたが、デジタル一眼レフカメラをはじめとした撮影・編集機材の普及により、アマチュアでもクオリティの高い素材を制作することが可能となりました。「PIXTA」では、プロ・アマチュアを問わずオンラインで素材を投稿することができるため、会社員、主婦、学生、シニア等のアマチュアクリエイターからプロのフォトグラファー、イラストレーター、ビデオグラファーまで、国内外の幅広い層のクリエイターが、時間や距離、経歴や経験など既存の枠組みにとらわれることなく素材の提供を行っております。

このように、当社では多種多様なデジタル素材を求める購入者と、さまざまな属性のクリエイターから集まった素材とをオンライン上でマッチングする場を提供することを通じ、サービスを展開しております。

（注）デジタルサイネージとは

屋外や店頭などに設置された、広告や案内情報を掲載するための映像表示装置のこと。

(2) 「PIXTA」で販売しているデジタル素材について

当社の取り扱うデジタル素材は、写真・イラスト・動画に分類されます。

種類	内容
写真	人物、動物、植物、風景、料理等各カテゴリの写真を提供しております。 特に、購入者からのニーズの高い人物写真では、ビジネス、家族、美容、医療、教育、スポーツ、各世代のライフスタイル等、さまざまな素材を取り揃えております。
イラスト	写真同様のカテゴリに加え、背景、テクスチャ（模様）、CGなどイラストならではの素材を提供しております。 また、背景を透過させた素材（PNG素材）や、サイズを拡大・縮小しても画質の劣化がない素材（ベクター素材）など、画像編集のニーズに対応した素材も取り扱っております。
動画	需要が年々高まりつつある動画素材は平成22年2月より取り扱っております。 動画素材についても、CG映像、自然風景などさまざまな素材を取り揃えております。

「PIXTA」の素材は、すべてロイヤリティフリー・ライセンス（注）で提供されています。購入者は、利用対価を支払うことにより、当社の利用規約で定める範囲で、自由に何度でも利用できるデジタル素材をダウンロードすることが可能です。

また、各素材は、利用シーンに応じてSサイズからXLサイズなどのサイズ別で提供され、サイズに対応した価格設定が行われております。

（注）ロイヤリティフリー・ライセンスとは

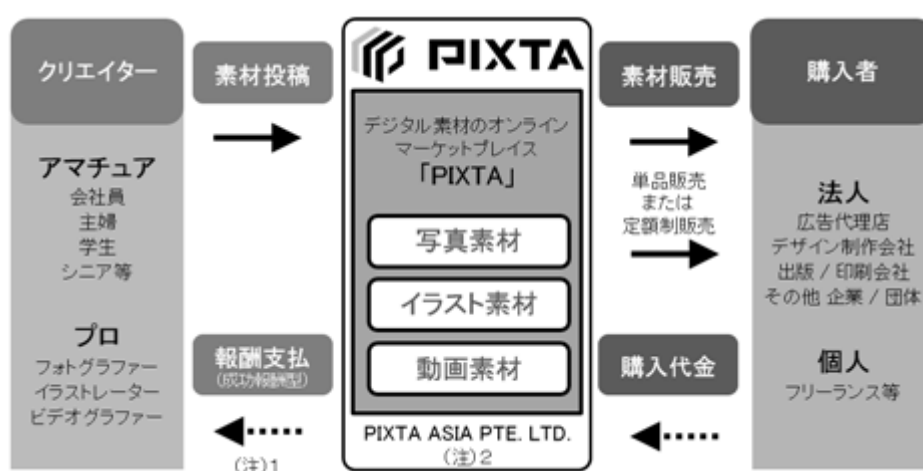
事前に取り決められた使用許諾範囲内であれば、追加の使用料（ロイヤリティ）の発生が免除されている著作物の使用権のこと。一度データを購入すれば、そのあとは利用規約の定める範囲で何度でも使用可能。

(3)販売制度について

従来は「PIXTA」において、購入者が必要なときに必要なだけ、1点からデジタル素材を購入できる単品販売のサービスを展開しておりました。しかし、大量のデジタル素材を購入したいというニーズをもつ購入者が増加してきました。

このニーズに応えるため、平成26年4月より、30日または1年単位で契約し契約単位毎に課金を行う写真・イラスト素材の定額制販売を開始しました。購入者は一定数に達するまでは、定額料金で素材をダウンロードできるため、一定数までダウンロードした場合には、1点あたりの単価で比較すると単品販売よりも低価格で素材を利用することが可能となります。

当社の事業の系統を図示すると、以下のとおりとなります。



（注）1.当社は、クリエイターの投稿した素材が実際に売れた場合に、当該クリエイターに対し、販売価格と当社で定める「コミッション率」に応じた「獲得クレジット」を付与します。クリエイターは、保有する「獲得クレジット」が当社の定める最低支払基準額を超えた時点で、希望する金額を、希望するタイミングで換金申請することができます。

2.PIXTA ASIA PTE.LTD.は、アジアにおける素材調達支援を含めた海外展開支援業務を行っております。

2. 当社サービスの特徴について

当社サービスの特徴として、以下が挙げられます。

(1)クラウドソーシングによる素材収集

当社では、クリエイターが自ら当社のサイトにデジタル素材を投稿する、クラウドソーシング形式の素材収集を行っております。

具体的には、サイト内に専用のアップロードページを設け、クリエイターが各自の都合の良いタイミングでデジタル素材のアップロードや検索用キーワード等の情報の編集を行うことができるようにしております。

このことにより、クリエイターは時間や場所にとらわれず自由に素材を提供することが可能であり、一方当社においても撮影費用等を省力化したうえで大量の素材を集めることができます。

(2)独自の審査とクリエイターへのサポートによる素材クオリティの確保

上記の仕組みにより大量のデジタル素材を集めることを可能としておりますが、以下のような方法により素材のクオリティの確保を行っております。

まず、クリエイターが会員登録後、素材投稿を行う前に、著作権・肖像権等の権利や素材に求められる要件について解説した「入門講座」を閲覧し、内容の理解度を問う「入門テスト」に合格することを必須としております。

次に、アップロードされた素材については審査スタッフが一点一点審査を行っており、画質や被写体の肖像権をはじめとした権利関係などを重点的にチェックしております。素材の審査においては、社内で独自に開発したオンライン審査システムを活用することで、大量の素材を審査することが可能となっております。

また、よりクオリティの高い、購入者のニーズに合う素材を投稿してもらうための取り組みとして、素材の販売動向を把握・分析した上で、クリエイターに対し、メールマガジンやクリエイター向けブログ「PIXTA Channel」、セミナーなどを通じて素材制作ノウハウ等の情報提供を行っております。特に日本人、日本の風景、和食をはじめとした日本の食べ物等のいわゆる「国内素材」の充実に力を入れており、購入者のニーズに応える素材の提供を目指しております。

上記に加えて、一定のクオリティを有する素材を当社にのみ提供できるクリエイターに対しては「専属クリエイター」に登録できる制度を設け、報酬の支払いや審査において優遇を行っております。さらに、一定のニーズを有する人物素材を当社にのみ継続的に提供できるクリエイターを「人物専属クリエイター」と位置づけ、人物モデルを紹介するなどの撮影サポートを行っております。このような取り組みを通じて購入者のニーズに応える素材を提供できるクリエイターの活性化を図っております。

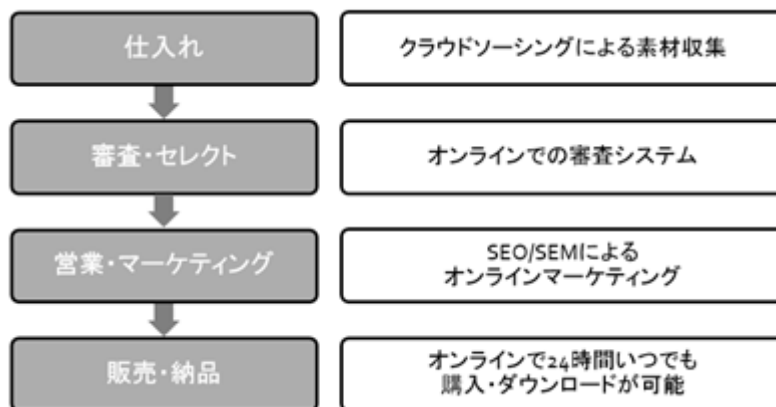
(3) オンラインベースの販売体制

「PIXTA」はデジタル素材をオンラインベースで販売するサイトであることから、購入者獲得に際しては、SEO（注1）・SEM（注2）などいわゆるオンラインマーケティングにより多くの見込み客を誘導する仕組みを構築しております。

また、サイトを訪れた購入者が欲しい素材をすぐ探せるようにするための検索機能の改良や、会員登録から購入までの手順を簡素化するようなサイトの利便性を高める改善を常時行っております。

なお、素材の投稿から販売に至るまでの一連のシステムについては、社内で開発・運用しており、専門チームが常時PDCAサイクルに基づいた運用改善にあたることで、外部環境の変化等にも迅速かつ柔軟に対応できるよう努めております。

これらの仕組みを図示すると、以下のとおりとなります。



（注）1. SEOとは

検索エンジンの検索結果のページの表示順の上位に自らのWebサイトが表示されるように工夫すること

2. SEMとは

検索エンジンから自社Webサイトへの訪問者を増やすマーケティング手法のひとつ

「PIXTA」の素材点数、単品販売の月間購入者数の年間累計、単品販売の1人あたり平均月間購入額及び定額制販売の契約数の推移は次のとおりであります。

	素材点数（単位：千点） （注1）
平成22年度	1,469
平成23年度	2,284
平成24年度	3,948
平成25年度	6,405
平成26年度	9,830

	単品販売の月間購入者数 の年間累計 （単位：千人）（注2）	単品販売の1人あたり 平均月間購入額 （単位：円）
平成22年度	36	5,383
平成23年度	61	5,207
平成24年度	102	5,306
平成25年度	138	5,637
平成26年度	173	5,979

	定額制販売の契約数 （単位：件）（注3）
平成26年度第2四半期	90
平成26年度第3四半期	164
平成26年度第4四半期	182
平成27年度第1四半期	275
平成27年度第2四半期	435

- （注）1. 各年の12月31日時点で、「PIXTA」で販売されているデジタル素材の合計点数
 2. 各月の月間購入者数（月に1回以上購入した人数）の12ヶ月分を合算した数値
 3. 各四半期末時点の契約数。定額制販売は平成26年4月よりサービスを開始。

4【関係会社の状況】

当社は子会社1社（PIXTA ASIA PTE.LTD.）を有しておりますが、持分法非適用の非連結子会社であるため、記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年6月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
47（13）	32.7	2.74	4,271

（注）1．従業員数は就業人員（契約社員を含み、当社から社外への出向者を除く。）であり、従業員数欄の（ ）外書きは、臨時従業員（アルバイトを含む。）の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

2．平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3．当社は単一セグメントであるため、セグメント情報との関連は記載していません。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

第10期事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

当事業年度における我が国経済は、円高の是正や株価の回復が進み、企業業績の改善、設備投資の持ち直し傾向にあり、また、雇用・所得環境の改善や消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減からの回復の兆しが見え始めたことによって個人消費も回復基調で推移しました。一方、海外経済の下振れ等の懸念により、先行きは不透明感が残る状況となっております。

また、当社を取り巻くインターネットビジネス市場においては、スマートデバイス（スマートフォン・タブレット型端末）の普及がさらに進み、平成27年3月に公表された内閣府消費動向調査によると、平成26年度のスマートフォンの普及率（所有している世帯数の割合）は60.6%、タブレット型端末の普及率は28.3%に達しています（出典：内閣府経済社会総合研究所[東京・千代田区]）。また、スマートデバイス、スマートフォンアプリやインターネット広告（動画広告を含む）の普及に伴い、これまで以上にインターネットでのデジタル素材の活用機会が増えています。

このような事業環境のもと、当事業年度におきましては、既存のクリエイティブ・プラットフォーム事業におけるクリエイター及び購入者の拡大、新規サービスへの対応を引き続き進めてまいりました。クリエイターの拡大につきましては、セミナーの開催やメールマガジン等を利用した情報提供等を行ってまいりました。購入者の拡大につきましては、当社の主要サービスである「PIXTA」においてSEO、SEM等による積極的なWebプロモーションの展開を行うとともに、マスコミ等での「PIXTA」やデジタル素材に関連する記事の掲載が増加いたしました。これらの施策により、当事業年度末における素材点数は前事業年度末比53.5%増の約983万点、「PIXTA」のクリエイター会員数は前年同期比19.5%増の約14.5万人、単品販売の月間購入者数の年間累計（注）は前年同期比24.7%増の約17万人となり、成長を続けた1年となりました。

また、平成26年4月より従来の単品販売の形態に加えて、30日または1年単位で契約できる定額制の販売形態を開始し、大量に素材を必要とする購入者の獲得に向け積極的に営業活動を行った結果、契約件数が増加いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,068,758千円（前事業年度比36.6%増）となり、そのうち定額制の売上は33,985千円となりました。

売上原価については、素材の獲得を強化したことに伴い素材仕入が増加したこと等により、前事業年度比18.9%増の487,684千円となり、売上総利益は前事業年度比56.1%増の581,073千円となりました。販売費及び一般管理費については、従業員増員に伴う人件費の増加、Web上でのプロモーション活動による広告宣伝費の増加等により、前事業年度比15.6%増の483,195千円となり、営業利益は97,878千円（前事業年度は営業損失45,771千円）となりました。さらに、広告料収入やセミナー収入等により営業外収益が1,019千円（前事業年度比1.8%減）となり、支払利息や為替差損の計上により営業外費用は455千円（前事業年度比73.5%減）となりました。以上の結果、経常利益は98,441千円（前事業年度は経常損失46,450千円）、当期純利益は90,533千円（前事業年度は当期純損失46,980千円）となりました。

なお、当社は、クリエイティブ・プラットフォーム事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。

（注）各月の月間購入者数（月に1回以上購入した人数）の12ヶ月分を合算した数値

第11期第2四半期累計期間（自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日）

当第2四半期累計期間における我が国経済は、政府や日銀の経済・金融政策を背景に、企業収益が総じて改善傾向となり、また、所得環境の改善等によって個人消費も緩やかな回復基調で推移しました。

当社は、インターネット上で写真・イラスト・動画等のデジタル素材の販売を主たる事業として展開しておりますが、当社を取り巻く環境としましては、スマートデバイス、スマートフォンアプリやインターネット広告（動画広告を含む）の普及に伴い、これまで以上にインターネットでのデジタル素材の活用機会が増えております。

このような事業環境のもと、当第2四半期累計期間におきましては、既存のクリエイティブ・プラットフォーム事業におけるクリエイター及び購入者の拡大、新規サービスへの対応を引き続き進めてまいりました。クリエイターの拡大につきましては、セミナーの開催やメールマガジン等を利用した情報提供等を行ってまいりました。購入者の拡大につきましては、当社の主要サービスである「PIXTA」においてSEO、SEM等によるWebプロモーションの展開を拡大するとともに、マスコミ等での「PIXTA」やデジタル素材に関連する記事の掲載が増加した結果、認知度の向上につながりました。また平成26年4月より開始した定額制サービスについては、平成27年4月に単品販売のサイトと定額制のサイトを統合したことにより、Web経由での新規購入者が増加したことなどを受け、引き続き堅調に推移いたしました。

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上高は649,703千円（うち、定額制売上は53,140千円）、売上総利益は365,878千円、営業利益は74,890千円、経常利益は74,694千円、四半期純利益は69,156千円となりました。

なお、当社はクリエイティブ・プラットフォーム事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第10期事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は前事業年度末より140,790千円増加し、281,651千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動により獲得した資金は133,450千円（前事業年度は42,996千円の使用）となりました。これは主に、税引前当期純利益が98,441千円となったこと、売上高の増加に連動してクリエイターへの支払コミッションが増加したことに伴い仕入債務が27,861千円増加したこと、定額制販売の開始に伴い前受金が24,269千円増加したこと及び未払消費税等が17,051千円増加した一方、売上高の増加に伴い売上債権が41,042千円増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動により使用した資金は1,080千円（前事業年度比88.7%減）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が1,080千円となったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動により獲得した資金は7,276千円（前事業年度比89.7%減）となりました。これは、長期借入金の返済による支出が2,324千円、新株予約権の行使による株式の発行による収入が9,600千円となったことによるものであります。

第11期第2四半期累計期間（自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日）

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は前事業年度末より45,044千円増加し、326,695千円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において営業活動により獲得した資金は70,473千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益が74,694千円となったこと、売上高の増加に連動してクリエイターへの支払コミッションが増加したことに伴い仕入債務が22,140千円増加し、また定額制販売の開始に伴い前受金が25,990千円増加した一方、売上高の増加に伴い売上債権が39,677千円増加額したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において投資活動により使用した資金は25,235千円となりました。これは、主に本社フロア増床等に伴い有形固定資産の取得による支出が7,149千円、敷金及び保証金の差入による支出が14,718千円となったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において財務活動により使用した資金は452千円となりました。これは、新株予約権の行使による株式の発行による収入が7,280千円となった一方、長期借入金の繰上返済による支出が7,732千円となったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の事業は、提供するサービスの性質上、生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

受注生産を行っておりませんので、受注状況に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

第10期事業年度及び第11期第2四半期累計期間の販売実績をサービス別に示すと、次のとおりであります。なお、当社の事業セグメントは、クリエイティブ・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の販売実績の記載を省略しております。

サービスの名称	第10期事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)		第11期第2四半期累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
単品販売	1,034,772	132.3	596,563
定額制販売	33,985	-	53,140
合計	1,068,758	136.6	649,703

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 定額制販売は平成26年4月より開始したため、第9期事業年度の実績はありません。

3【対処すべき課題】

当社は、さらなる事業拡大と収益基盤の安定化のために、以下の項目に対処すべき課題と認識し、対応を推進しております。

(1)クリエイター及び購入者の増加

クリエイティブ・プラットフォーム事業の性質上、質の高いデジタル素材を提供するクリエイターの増加・維持が事業の発展に不可欠であります。そのため、各種メディアへの積極的なアプローチ、素材使用事例の公開、セミナーの開催、関連イベントへの参加等を通じたプロモーション及び情報発信等の施策を行っております。

また、サイトを訪れる新規購入者の増加とともに、継続的な購入者の増加についても同様に事業の発展に不可欠であります。そのため、主にSEOやSEMを強化することにより、購入者のサイトへの流入を促しております。

当社は、これらを通じて、一人でも多くのデジタル素材のクリエイター及び購入者がPIXTAの存在を認識し、サイトに訪れ、サービスを利用・体験するような機会の促進に努めております。あわせて、クリエイター及び購入者の多くが「デジタル素材ならPIXTA」と認識するように、ブランド力を向上させる努力を継続しております。

(2)デジタル素材マーケットの普及・拡大

当社が取り扱う写真・イラスト・動画等のデジタル素材は、主に、企業やメディア各社、広告制作会社そしてデザイナーにより、Webサイトや紙媒体等さまざまな媒体での広告制作物において、ビジュアル効果を高めるために使用されております。その需要は、インターネット環境の発展及び技術開発によるデジタル素材の制作コストの低下を主な背景として、継続的に高まっています。

その一方で、デジタル素材の広告制作物以外の用途として、企業におけるパンフレットやホームページ等への掲載、プレゼンテーションや研修等の各種資料の素材としての利用、さらには個人や個人事業主のブログ・ホームページ等での利用等、個人から企業まで幅広い分野・シーンでの活用が考えられますが、現状、このような利用は限定的であると認識しております。また、既に利用されているケースでも、専門業者が制作した高価格で利用制限の多い素材が多く、特に個人や個人事業主では利用しにくい状況にあるものと考えられます。

当社では、安価で高品質なロイヤリティフリーのデジタル素材を世の中に少しでも多く供給することにより、デジタル素材マーケット全体の普及・拡大に努めてまいります。

(3)新規サービス・新規事業の立ち上げ

当社では現在、写真・イラスト・動画を主軸に事業の展開を行っておりますが、デジタル素材のジャンル拡大や販売方法の多様化は、課題の一つであると認識しております。多様なクリエイター及び購入者のニーズに合ったサービスを提供できるよう、常に新しい方向性を検討しておりますが、その一例として、大量の素材を利用する購入者を有効に獲得するスキームとして、定額制によってデジタル素材を提供する新サービスを平成26年4月に開始しました。

今後も、総合的なクリエイティブ・プラットフォームとして、クリエイター及び購入者それぞれにとってメリットの高い新規サービス・新規事業を検討し展開していきたいと考えております。

(4)海外への事業進出

当社は海外への事業展開を企図しており、その一環としてサイトの多言語化を進めております。平成25年7月にPIXTA英語版のサイトをオープンしたことを皮切りに、平成25年12月にはPIXTA中国語版サイトもオープンしました。諸外国のクリエイター及び購入者が容易にPIXTAのサービスを楽しむように、特に高成長が見込まれるアジア各国の言語を優先的に、引き続きサイトの多言語化を図ってまいります。

また、当社では、特にビジネス環境の向上により広告業界の発展やデジタル素材の需要拡大が見込まれる、東南アジアと東アジアでの事業展開を進めております。このうち、東南アジアでは、ローカル素材の調達を強化し、現地の市場調査と一体となった調達活動が実現できるように、平成25年11月にシンガポールに現地法人PIXTA ASIA PTE.LTD.を設立しました。また、平成27年7月に台湾支店である日商匹克斯塔圖書股份有限公司台湾分公司を設立いたしました。今後は、東アジアを含めた各国の文化・市場・ニーズ等にあわせて、効率のかつ効果的な進出方法を検討し、推進していきたいと考えております。

(5)サービスの継続的改善

当社では、サービスの継続的な改善は不可欠な課題であると認識し、検索機能の向上、デジタル素材の拡充及びサイトの安全性の強化といった施策に重点的に取り組んでおります。

(6)内部管理体制の強化

当社は、現状、小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。今後、企業価値の継続的な増大を図るにあたっては、優秀な人材の採用・育成により業務執行体制の充実を図り、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような仕組みを強化・維持していくことが不可欠であると認識しております。そのため、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因となり得る主な事項及び投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅したものではありません。

(1)事業環境に関わるリスクについて

広告市場の動向による影響について

当社サービスの売上のうち、インターネット広告を含む各種広告にかかる素材利用が一定の割合を占めております。広告市場の変化や景気低迷による広告制作予算の削減等外部環境の変動により、当初想定していた収益を確保することができない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

当社が運営するクリエイティブ・プラットフォーム事業は、同様のビジネスモデルによる競合企業が国内・海外に複数存在しております。そのため、優秀なクリエイターの確保ができない場合や当社専属クリエイターが流出した場合、または優良素材の確保ができない場合には、取り扱う素材の量・質が低下する可能性があります。また新規参入や既存他社サイトの拡大（特に海外大手競合企業の日本進出）等の影響により購入者の獲得競争が激化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2)事業内容に関わるリスクについて

インターネット関連ビジネスについて

当社のサービスは、主にインターネットを媒介としておりますが、インターネットやスマートデバイスの更なる普及・利用拡大、関連市場の拡大等を背景として、当社が取り扱うデジタル素材の需要及び当社サービスの購入者数等は継続的に増加しております。

しかしながら、インターネット通信環境の悪化、スマートデバイスの普及の著しい鈍化、不正使用等の弊害の発生等、予期せぬ要因により今後の当社サービスの拡大を阻害するような状況が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

購入者のリピート率低下について

当社の事業は、購入者数の増加とともに、その購入者が安定してサービスを継続的に利用するリピート率を維持することが重要となっております。そのため、魅力的な素材を提供できない、ニーズをとらえられない等の理由により購入者の継続的な利用を確保できず、リピート率が大幅に低下した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

海外進出について

当社では、海外へのサービス展開に積極的に取り組んでおります。具体的には、サイトの多言語化に取り組み、平成25年7月に英語版、同年12月には中国語版サイトを開設しました。さらに、同年11月にシンガポールに現地法人PIXTA ASIA PTE.LTD.を設立し、東南アジアと東アジアを中心とした市場調査とローカル素材の調達を強化しております。また、平成27年7月に台湾支店である日商匹克斯塔圖書股份有限公司台湾分公司を設立いたしました。

各国の市場への対応は、法令上、会計上、運営上のリスクにつながる可能性があり、そのようなリスクに対処できないこと等により、海外事業を推進していくことが困難となった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

クリエイターへの支払について

当社では、クリエイターへの販売報酬支払にあたり、当社独自の獲得クレジット単位による自主換金制度を採用しております。当該自主換金制度とは、最低支払基準額を超えた時点で、クリエイターが、自身の販売報酬の範囲内で希望する金額を、希望するタイミングに換金申請ができる制度であります。

このため、何らかの事態をきっかけにして、クリエイターによる自主換金が集中しキャッシュ・フローの調整が困難になった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3)事業運営体制について

当社は、現時点においては小規模組織ではありますが、今後さらなる事業拡大に対応するためには、継続して優秀な人材の確保及び育成が必要であると考えております。特に、新規事業を立ち上げ、拡大成長させるための事業開発力、マネジメント能力を有する人材や、システム技術分野のスキルを有する人材の確保に努めるとともに、教育体制の整備を進め人材の定着と能力の底上げに努めております。

しかしながら、当社の求める人材が必要な時期に十分確保・育成できなかった場合や想定外の人材の流出が進んだ場合には、経常的な業務運営及び新規事業の拡大等に支障が生じ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) システム等に関するリスクについて

システム障害について

当社は、運営サイトにおけるシステムトラブルの発生可能性を低減するために、安定的運用のためのシステム強化、セキュリティ強化を推進し、トラブルが発生した場合においても、短時間で復旧できるよう努めております。

しかしながら、大規模なプログラム不良や大規模な自然災害の発生、想定を大幅に上回るアクセスの集中等により開発業務やシステム設備等に重大な被害が発生した場合、バックアップデータが損なわれるような事象が発生した場合、またはその他何らかの理由によりシステム障害等が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新について

当社が事業展開しているインターネット関連市場では、活発な技術革新が行われており、そのスピードが極めて速いことから、技術革新に応じたシステムの拡充及び事業戦略の修正等も迅速に行う必要があると考えております。そのため、当社では業界の動向を注視しつつ、迅速に既存サービスに新たな技術を展開できる開発体制の構築に努めております。

しかしながら、予期しない技術革新等が生じた場合、多額のシステム開発費用の発生や、当該技術革新等に適切な対応ができないことにより、当社が提供するサービスの競争力が低下し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制について

一般的なインターネットにおける法的規制について

当社が展開する事業分野においては、「特定商取引に関する法律」「資金決済に関する法律」等をはじめとする法規制が存在しております。また、インターネット上のプライバシー保護の観点からの議論等、インターネット利用の普及に伴う法的規制の在り方については引き続き検討が行われている状況にあります。

このため、今後インターネット関連分野において新たな法律の制定や既存法令の改正による規制強化等がなされた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報取扱事業者であること

当社は、購入者に関する個人情報の取扱事業者であり、これらの個人情報を電磁的方法により記録し、管理しております。このため、当社では社内規程やルールの整備、社内管理体制の強化、社員教育の徹底、情報システムのセキュリティ強化等により、個人情報を保護するための管理機能の向上を図り、「個人情報の保護に関する法律」の遵守、個人情報の漏洩防止に努めております。

しかしながら、これらの個人情報が漏洩した場合、社会的信用の失墜、対応にかかる多額の経費発生等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権、肖像権等について

当社においては、デジタル素材に係る著作権等の知的財産権を適切に管理し、その利用許諾をすることが事業の根幹であると認識しております。そこで、当社はクリエイターに対し、デジタル素材のアップロード時に権利に関する確認を行う、また特定の個人を識別することが可能な人物素材に関しては、被写体の署名を得た肖像権使用同意書の提出を必須とするなどの対応を行っております。さらに、その状況を当社の審査において確認するなど、権利が侵害されることのないようにサービスを設計しております。

しかしながら、そうした対応にも関わらず、権利侵害が発生し、訴訟等の紛争に至った場合、社会的信用の失墜、対応にかかる多額の経費発生等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

デジタル素材の不正使用等について

当社において、利用規約及び関連するサイト内の表示により、デジタル素材の利用可能範囲を明確に購入者に提示しております。禁止行為は、素材の無断使用、風俗や出会い系サイトでの使用、虚偽内容の記載による使用等の項目にわたります。万一不正使用が発生した場合、速やかな通報が可能なように不正使用報告専用フォームをサイトに設置し、各案件について、迅速に適切な対応にあたるよう努めております。

しかしながら、不正使用による訴訟等の紛争に至った場合、社会的信用の失墜、対応にかかる多額の経費発生等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6)その他のリスクについて

特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である古俣大介は、当社の創業者であり、設立以来代表取締役社長として経営方針や事業戦略の立案・決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。

当社では、組織を事業本部・事業部体制とし、各事業本部長には古俣以外の役員を任命するなど、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難となった場合、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

税務上の繰越欠損金について

第10期事業年度末時点において、税務上の繰越欠損金が存在しております。当社の業績が事業計画に比して順調に推移することにより繰越欠損金が解消した場合は、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

当社は設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元は重要な経営課題であると認識しており、将来における安定的かつ継続的な利益還元を行う前提として、事業基盤の整備状況、今後の事業展開、業績や財政状態などを総合的に勘案した上で配当を検討していきたいと考えております。

今後も当面の間は、事業拡大のための施策への投資を行い、中長期的に安定的な成長モデルを構築するために財務基盤を強固にすることが重要と考え、内部留保の充実を基本方針とさせていただきたいと考えております。なお、現時点において配当の可能性及びその実施時期等については未定であります。

ベンチャーキャピタル等の持株比率について

本書提出日現在における当社の発行済株式総数は2,006,440株であり、そのうちベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、「ベンチャーキャピタル等」という。）が保有する株式数は889,600株、保有比率は44.34%（議決権比率ベース）であります。

未公開株式に係るベンチャーキャピタル等の保有目的は、当該株式の新規株式公開以降において当該株式を売却し、キャピタルゲインを得ることにあります。よって、当社の株式公開後、当初の株主であるベンチャーキャピタル等が保有する当社株式の全部または一部を売却することが想定され、その場合、当社株式の需給バランスが短期的に損なわれ、株価の形成に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、役職員の業績向上に対する意欲や意識を高めるため、ストック・オプション制度を採用しております。本書提出日現在、ストック・オプションによる潜在株式総数は108,700株であり、発行済株式総数の5.42%に相当しております。これらのストック・オプションが行使された場合、新株式が発行され、株式価値が希薄化する可能性があります。

資金使途について

今回の新規株式公開による調達資金の使途につきましては、国内・海外における購入者獲得のための広告宣伝費用、事業にかかるシステム開発強化の費用、素材数増加のための施策に係る費用並びに企画・営業・管理人材の採用及び教育資金等に充当する予定であります。

しかしながら、当社の属する業界の特質上、急速に変化する経営環境に柔軟に対応するため、現時点での計画以外の使途にも充当される可能性があります。また、計画に沿って資金を使用した場合でも想定通りの投資効果を上げられない可能性もあります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

(2)財政状態の分析

第10期事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（資産）

当事業年度末における総資産は、前事業年度末に比べ182,680千円増加し、460,242千円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べ184,096千円増加し（前事業年度末比74.8%増）、430,140千円となりました。これは主として、売上高の増加に伴い現金及び預金が122,911千円増加したこと、同様に売上高増加に伴い売掛金が41,042千円増加したことによるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べ1,415千円減少し（前事業年度末比4.5%減）、30,101千円となりました。これは主として、減価償却費を1,122千円計上したことによるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債は、前事業年度末に比べて82,546千円増加し（前事業年度末比32.1%増）、339,664千円となりました。これは主として、売上高の増加に連動してクリエイターへの支払コミッションが増加したことに伴い買掛金が27,861千円増加したこと、また定額制取引の開始に伴い前受金が24,269千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べて100,133千円増加し、120,577千円となりました。これは当期純利益の計上に伴い利益剰余金が90,533千円増加したこと、新株発行により資本金及び資本準備金がそれぞれ4,800千円増加したことによるものであります。

第11期第2四半期累計期間（自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日）

（資産）

当第2四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べて109,420千円増加し569,662千円となりました。

このうち、流動資産につきましては、主に、売上高の増加に伴い現金及び預金が37,707千円、売掛金が39,677千円増加したことによるものであります。固定資産につきましては、主に、本社フロア増床等に伴い有形固定資産が5,776千円、敷金及び保証金が14,614千円増加したことによるものであります。

（負債）

当第2四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べて32,983千円増加し372,648千円となりました。これは主に、売上の増加に伴い買掛金が22,140千円増加したこと、定額制取引の増加等に伴い前受金が25,990千円増加したことによるものであります。一方、資本政策の観点から借入金を繰上完済したことにより長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）が7,732千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当第2四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べて76,436千円増加し197,013千円となりました。これは主に、新株予約権の行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ3,640千円増加したこと及び四半期純利益69,156千円を計上したことによるものであります。

(3)経営成績の分析

第10期事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（売上高）

当事業年度の売上高は、1,068,758千円（前事業年度比36.6%増）となり、そのうち定額制の売上は33,985千円となりました。

これは、SEO、SEM等による積極的なWebプロモーションの展開により、クリエイター及び購入者が拡大したこと及び平成26年4月より定額制サービスを開始したこと等によるものであります。

（売上原価）

当事業年度にの売上原価は487,684千円（前事業年度比18.9%増）となりました。主な内訳は、素材仕入424,071千円、賃借料39,895千円であります。

（販売費及び一般管理費）

当事業年度の販売費及び一般管理費は、従業員増員に伴う人件費の増加、Web上でのプロモーション活動による広告宣伝費の増加等により、483,195千円（前事業年度比15.6%増）となりました。

（営業外損益）

当事業年度の営業外収益は1,019千円（前事業年度比1.8%減）となりました。主な内訳は、広告料収入586千円、セミナー収入352千円であります。

当事業年度の営業外費用は455千円（前事業年度比73.5%減）となりました。主な内訳は、支払利息242千円、為替差損213千円であります。

以上の結果、当事業年度の営業利益は97,878千円（前事業年度は営業損失45,771千円）、経常利益は98,441千円（前事業年度は経常損失46,450千円）、当期純利益は90,533千円（前事業年度は当期純損失46,980千円）となりました。

第11期第2四半期累計期間（自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日）

（売上高）

当第2四半期累計期間の売上高は649,703千円（うち、定額制売上は53,140千円）となりました。

これは、SEO、SEM等による積極的なWebプロモーションの展開により、クリエイター及び購入者が拡大したこと及び定額制サービスにおいて、平成27年4月に単品販売のサイトと定額制のサイトを統合したことにより、Web経由での新規購入者が増加したこと等によるものであります。

（売上原価）

当第2四半期累計期間の売上原価は283,825千円となりました。主な内訳は、素材仕入238,678千円、賃借料29,516千円であります。

（販売費及び一般管理費）

当第2四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、従業員増員に伴う人件費の増加、Web上でのプロモーション活動による広告宣伝費の増加等により、290,987千円となりました。

（営業外損益）

当第2四半期累計期間の営業外収益は668千円となりました。主な内訳は、広告料収入593千円であります。

当第2四半期累計期間の営業外費用は863千円となりました。主な内訳は、支払利息104千円、為替差損759千円であります。

以上の結果、当第2四半期累計期間の営業利益は74,890千円、経常利益は74,694千円、四半期純利益は69,156千円となりました。

(4)キャッシュ・フローの状況

第10期事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は前事業年度末より140,790千円増加し、281,651千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動により獲得した資金は133,450千円（前事業年度は42,996千円の使用）となりました。これは主に、税引前当期純利益が98,441千円となったこと、売上高の増加に連動してクリエイターへの支払コミッションが増加したことに伴い仕入債務が27,861千円増加したこと、定額制取引の開始に伴い前受金が24,269千円増加したこと及び未払消費税等の増加額が17,051千円となった一方、売上高の増加に伴い売上債権の増加額が41,042千円となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動により使用した資金は1,080千円（前事業年度比88.7%減）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が1,080千円となったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動により獲得した資金は7,276千円（前事業年度比89.7%減）となりました。これは、長期借入金の返済による支出が2,324千円、新株予約権の行使による株式の発行による収入が9,600千円となったことによるものであります。

第11期第2四半期累計期間（自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日）

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は前事業年度末より45,044千円増加し、326,695千円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において営業活動により獲得した資金は70,473千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益が74,694千円となったこと、売上高の増加に連動してクリエイターへの支払コミッションが増加したことに伴い仕入債務が22,140千円増加し、また定額制取引の開始に伴い前受金が25,990千円増加した一方、売上高の増加に伴い売上債権の増加額が39,677千円となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において投資活動により使用した資金は25,235千円となりました。これは、主に本社フロア増床等に伴い有形固定資産の取得による支出が7,149千円、敷金及び保証金の支払による支出が14,718千円となったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において財務活動により使用した資金は452千円となりました。これは、新株予約権の行使による株式の発行による収入が7,280千円となった一方、長期借入金の繰上返済による支出が7,732千円となったことによるものであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、システム、事業運営体制等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保し、市場ニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応してまいります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、設立以来、デジタル素材のクリエイティブ・プラットフォーム運営会社として、写真・イラスト・動画などのデジタル素材販売により事業を拡大してまいりました。しかしながら、デジタル素材の利用シーンや利用方法は未だ限定的であり、今後、インターネットの更なる普及拡大、デジタル素材の利用拡大が見込まれるため、当社のサービスが成長する余地は大きいものと考えております。また、アジアをはじめとする諸外国でのニーズ拡大のスピードは、日本におけるそれを大きく上回るものと考えられます。

このような状況のもと、当社は更なる成長、事業の拡大のため、国内・海外を含むマーケット全体の動向を常に注意深く観察し分析するとともに、当社の課題に適時かつ適切に対処してまいります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営者は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案し、企業価値を最大限に高めるべく努めてまいります。経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりですが、特に既存事業において新規購入者及び継続的な購入者の増加施策やサービスの継続的改善を通じて収益基盤の安定化を図ると共に、さらなる成長のため海外への事業進出や新規事業を積極的に推進してまいりたいと考えております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第10期事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

当事業年度において、重要な設備の投資、除却及び売却等はありません。

なお、当社は、クリエイティブ・プラットフォーム事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていません。

第11期第2四半期累計期間（自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日）

当第2四半期累計期間に実施した設備投資の総額は10,536千円であり、その主なものは本社フロア増床に伴う内装工事等によるものであります。また、当第2四半期累計期間における重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は、クリエイティブ・プラットフォーム事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成26年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	事務所等	3,421	752	374	4,547	41 (11)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記の他、本社事務所を賃借しております。年間賃借料は22,495千円計上しております。

3. 従業員数は就業人員（契約社員を含み、当社から社外への出向者を除く。）であり、従業員数欄の（ ）外書きは、臨時従業員（アルバイトを含む。）の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

4. 現在休止中の主要な設備はありません。

5. 当社はクリエイティブ・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成27年6月30日現在）

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

(注)平成27年6月11日開催の臨時株主総会決議に基づき平成27年6月12日付で定款の変更を行い、A種優先株式を廃止するとともに、発行可能株式総数は7,600,000株増加し、8,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,006,440	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
計	2,006,440	-	-

- (注) 1.平成27年5月15日付で、当社定款に基づきA種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付したため、普通株式は8,830株増加しております。また、同日開催の取締役会決議に基づき、同日付で自己株式として保有するA種優先株式をすべて消却いたしました。これにより発行済株式総数は、普通株式100,322株となっております。
- 2.平成27年5月15日開催の取締役会決議に基づき、平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は、1,906,118株増加し、2,006,440株となっております。
- 3.平成27年6月11日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成27年6月12日付で単元株制度を採用し、単元株式数を100株としております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成18年12月27日臨時株主総会及び取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(個)	12	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,400 (注)1、4	32,000 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,000 (注)2、4	200 (注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成21年1月1日 至平成28年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,000 資本組入額 2,000 (注)4	発行価格 200 資本組入額 100 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1.新株予約権の割当後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2.新株予約権の割当後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当後、行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

- 3.新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）のうち、当社の取締役、監査役及び従業員（本新株予約権発行後新たに従業員になった者を含む）は、権利行使においても、そのいずれかの地位であることを要す。ただし、当社が株式上場後2年を経過した場合、その他取締役会の事前の承認を得た場合はこの限りではない。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約書」に定めるところによる。

- 4.当社は、平成21年8月2日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行い、平成25年10月7日付で株式1株につき10株の株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 5.当社は、平成21年8月2日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行い、平成25年10月7日付で株式1株につき10株の株式分割を行い、さらに平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権（平成21年7月28日臨時株主総会及び取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成26年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年7月31日）
新株予約権の数（個）	60	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	600 （注）1、4	12,000 （注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	4,500 （注）2、4	225 （注）2、5
新株予約権の行使期間	自平成24年8月1日 至平成31年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 4,500 資本組入額 2,250 （注）4	発行価格 225 資本組入額 112.5 （注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

4. 当社は、平成25年10月7日付で株式1株につき10株の株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 当社は、平成25年10月7日付で株式1株につき10株の株式分割を行い、平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権（平成21年7月28日臨時株主総会及び平成22年6月22日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(個)	50	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500 (注)1、4	10,000 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,500 (注)2、4	225 (注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成24年8月1日 至平成31年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,500 資本組入額 2,250 (注)4	発行価格 225 資本組入額 112.5 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1.新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2.割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

3.新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

4.当社は、平成25年10月7日付で株式1株につき10株の株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5.当社は、平成25年10月7日付で株式1株につき10株の株式分割を行い、平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権（平成23年8月23日臨時株主総会及び平成23年9月27日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成26年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年7月31日）
新株予約権の数（個）	80	47
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	800 （注）1、4	9,400 （注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	6,000 （注）2、4	300 （注）2、5
新株予約権の行使期間	自平成25年10月5日 至平成33年8月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 6,000 資本組入額 3,000 （注）4	発行価格 300 資本組入額 150 （注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

4. 当社は、平成25年10月7日付で株式1株につき10株の株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 当社は、平成25年10月7日付で株式1株につき10株の株式分割を行い、平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権（平成23年8月23日臨時株主総会及び平成24年2月22日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成26年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年7月31日）
新株予約権の数（個）	11	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	110 （注）1、4	1,600 （注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	6,000 （注）2、4	300 （注）2、5
新株予約権の行使期間	自平成26年3月3日 至平成33年8月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 6,000 資本組入額 3,000 （注）4	発行価格 300 資本組入額 150 （注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

4. 当社は、平成25年10月7日付で株式1株につき10株の株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 当社は、平成25年10月7日付で株式1株につき10株の株式分割を行い、平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権（平成24年3月28日定時株主総会及び平成24年11月28日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成26年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年7月31日）
新株予約権の数（個）	69	21
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	690 （注）1、4	4,200 （注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	6,000 （注）2、4	300 （注）2、5
新株予約権の行使期間	自平成26年12月16日 至平成34年3月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 6,000 資本組入額 3,000 （注）4	発行価格 300 資本組入額 150 （注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

4. 当社は、平成25年10月7日付で株式1株につき10株の株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 当社は、平成25年10月7日付で株式1株につき10株の株式分割を行い、平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権（平成25年10月4日臨時株主総会及び平成26年3月13日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成26年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年7月31日）
新株予約権の数（個）	500	475
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	500 （注）1	9,500 （注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	14,400 （注）2	720 （注）2、4
新株予約権の行使期間	自平成28年3月15日 至平成35年10月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 14,400 資本組入額 7,200	発行価格 720 資本組入額 360 （注）4
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

4. 当社は、平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権（平成25年10月4日臨時株主総会及び平成26年7月16日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(個)	200	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200 (注)1	4,000 (注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	14,400 (注)2	720 (注)2、4
新株予約権の行使期間	自平成28年7月18日 至平成35年10月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 14,400 資本組入額 7,200	発行価格 720 資本組入額 360 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

4. 当社は、平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9回新株予約権（平成27年1月23日臨時株主総会及び平成27年3月17日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成26年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年7月31日）
新株予約権の数（個）	-	1,200
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	-	24,000 （注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	-	720 （注）2、4
新株予約権の行使期間	-	自平成29年3月19日 至平成37年1月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	-	発行価格 720 資本組入額 360 （注）4
新株予約権の行使の条件	-	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

4. 当社は、平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第10回新株予約権（平成27年1月23日臨時株主総会及び平成27年4月1日臨時取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成26年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年7月31日）
新株予約権の数（個）	-	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	-	2,000 （注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	-	720 （注）2、4
新株予約権の行使期間	-	自平成29年4月3日 至平成37年1月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	-	発行価格 720 資本組入額 360 （注）4
新株予約権の行使の条件	-	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

4. 当社は、平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年8月31日 (注)1	普通株式 175 A種優先株式 883	普通株式 8,175 A種優先株式 883	35,272	104,472	35,272	94,472
平成25年5月14日 (注)2	普通株式 100	普通株式 8,275 A種優先株式 883	2,000	106,472	2,000	96,472
平成25年10月7日 (注)3	普通株式 74,475 A種優先株式 7,947	普通株式 82,750 A種優先株式 8,830	-	106,472	-	96,472
平成25年10月31日 (注)4	普通株式 4,862	普通株式 87,612 A種優先株式 8,830	35,006	141,478	35,006	131,478
平成26年12月12日 (注)5	普通株式 2,400	普通株式 90,012 A種優先株式 8,830	4,800	146,278	4,800	136,278
平成27年4月30日 (注)5	普通株式 800	普通株式 90,812 A種優先株式 8,830	1,600	147,878	1,600	137,878
平成27年5月7日 (注)6	普通株式 650	普通株式 91,462 A種優先株式 8,830	1,950	149,828	1,950	139,828
平成27年5月13日 (注)6	普通株式 30	普通株式 91,492 A種優先株式 8,830	90	149,918	90	139,918
平成27年5月15日 (注)7	普通株式 8,830 A種優先株式 8,830	普通株式 100,322	-	149,918	-	139,918
平成27年6月12日 (注)8	普通株式 1,906,118	普通株式 2,006,440	-	149,918	-	139,918

(注)1. 有償第三者割当(A種優先株式)

割当先 Globis Fund III, L.P.、Globis Fund III(B), L.P.

発行価格 68,000円

資本組入額 34,000円

有償第三者割当(普通株式)

割当先 関西インキュベーション投資事業有限責任組合

発行価格 60,000円

資本組入額 30,000円

2. 新株予約権の行使による増加であります。

発行価格 40,000円

資本組入額 20,000円

3. 株式分割（1:10）によるものであります。

4. 有償第三者割当

割当先 Globis Fund III, L.P.、Globis Fund III(B), L.P.、遠藤健治、ピクスタ従業員持株会

発行価格 14,400円

資本組入額 7,200円

5. 新株予約権の行使による増加であります。

発行価格 4,000円

資本組入額 2,000円

6. 新株予約権の行使による増加であります。

発行価格 6,000円

資本組入額 3,000円

7. A種優先株式を当社定款に基づき自己株式として取得し、対価として普通株式を交付したうえで、同日付で自己株式であるA種優先株式をすべて消却いたしました。

8. 株式分割（1:20）によるものであります。

（5）【所有者別状況】

平成27年6月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	1	3	-	12	16	-
所有株式数（単元）	-	-	-	160	6,845	-	13,058	20,063	140
所有株式数の割合（%）	-	-	-	0.80	34.12	-	65.08	100.00	-

（6）【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,006,300	20,063	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 140	-	-
発行済株式総数	2,006,440	-	-
総株主の議決権	-	20,063	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（平成18年12月27日臨時株主総会及び取締役会決議）

決議年月日	平成18年12月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1名 社外協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）付与対象者の権利行使により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名となっております。

第2回新株予約権（平成21年7月28日臨時株主総会及び取締役会決議）

決議年月日	平成21年7月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1名 従業員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）付与対象者の退職等による権利の喪失により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員3名となっております。

第3回新株予約権（平成21年7月28日臨時株主総会及び平成22年6月22日取締役会決議）

決議年月日	平成22年6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）付与対象者の退職による権利の喪失により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員5名となっております。

第4回新株予約権（平成23年8月23日臨時株主総会及び平成23年9月27日取締役会決議）

決議年月日	平成23年9月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1名 従業員 11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）付与対象者の権利行使、退職等による権利の喪失及び取締役への就任により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名、従業員7名となっております。

第5回新株予約権（平成23年8月23日臨時株主総会及び平成24年2月22日取締役会決議）

決議年月日	平成24年2月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）付与対象者の退職等による権利の喪失及び取締役への就任により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名となっております。

第6回新株予約権（平成24年3月28日定時株主総会及び平成24年11月28日取締役会決議）

決議年月日	平成24年11月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1名 従業員 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）付与対象者の権利行使、退職等による権利の喪失及び取締役への就任により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名、従業員6名となっております。

第7回新株予約権（平成25年10月4日臨時株主総会及び平成26年3月13日取締役会決議）

決議年月日	平成26年3月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 2名 従業員 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）付与対象者の退職等による権利の喪失及び取締役への就任により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役3名、従業員8名となっております。

第8回新株予約権（平成25年10月4日臨時株主総会及び平成26年7月16日取締役会決議）

決議年月日	平成26年7月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第9回新株予約権（平成27年1月23日臨時株主総会及び平成27年3月17日取締役会決議）

決議年月日	平成27年3月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 2名 従業員 26名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第10回新株予約権（平成27年1月23日臨時株主総会及び平成27年4月1日取締役会決議）

決議年月日	平成27年4月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号に該当するA種優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

A種優先株式

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
最近事業年度における取得自己株式	-	-
最近期間における取得自己株式	(注)8,830	-

(注) A種優先株主より当社定款に基づき取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式8,830株を交付しております。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	A種優先株式 8,830	-
合併、株式交換、会社分割にかかる移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

3【配当政策】

当社は設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元は重要な経営課題であると認識しており、将来における安定的かつ継続的な利益還元を行う前提として、事業基盤の整備状況、今後の事業展開、業績や財政状態などを総合的に勘案した上で配当を検討していきたいと考えております。

内部留保資金につきましては、中長期的に安定的な成長モデルを構築するための投資財源として、また既存サービスの拡充及び社内体制やシステム環境の強化を行うための資金として、有効に利用していく予定であります。

また、当社が配当を行う場合には、株主総会の決議によって、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。その他、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、今後の配当実施の可能性、実施時期については未定であります。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		古俣 大介	昭和51年9月26日生	平成12年3月 株式会社ガイアックス入社 平成14年1月 有限会社万来設立 取締役社長就任 平成17年8月 株式会社オンボード（現 当社）設立 代表取締役社長就任（現 任） 平成25年11月 PIXTA ASIA PTE.LTD. Director就任（現任）	(注) 3	587,200
取締役	コンテンツ 本部長	内田 浩太郎	昭和41年5月14日生	平成元年4月 株式会社ワールド証券（現 株式会社SBI証券）入社 平成12年3月 株式会社ダイレクトプラ ネット入社 取締役就任 平成13年8月 株式会社フォトスタイル入 社 常務取締役就任 平成16年1月 株式会社インディード設立 代表取締役就任 平成18年6月 当社取締役就任（現任） 平成25年11月 PIXTA ASIA PTE.LTD. Managing Director就任 平成27年1月 当社コンテンツ本部長就任 （現任）	(注) 3	48,000
取締役	コマース& サービス本 部長	遠藤 健治	昭和51年5月18日生	平成11年5月 株式会社ガイアックス取締 役就任 平成19年7月 株式会社ワナドゥ設立 代表取締役就任（現任） 平成22年10月 当社入社 平成23年3月 当社取締役就任（現任） 平成27年1月 当社コマース&サービス本 部長就任（現任） 平成27年7月 PIXTA ASIA PTE.LTD. Managing Director就任 （現任）	(注) 3	172,400
取締役	コーポレ ート本部長	恩田 茂穂	昭和47年4月21日生	平成10年4月 国際証券株式会社（現 三 菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社）入社 平成12年5月 株式会社ガイアックス入社 平成16年12月 中央青山監査法人入所 平成19年7月 新日本監査法人（現 新日 本有限責任監査法人）入所 平成23年8月 当社入社 管理部長就任 （現任） 平成27年1月 当社コーポレート本部長就 任（現任） 平成27年3月 当社取締役就任（現任）	(注) 3	3,220
取締役		上田 祐司	昭和49年9月12日生	平成9年4月 株式会社ベンチャー・リン ク入社 平成11年3月 有限会社ガイアックス（現 株式会社ガイアックス）設 立 代表取締役社長就任 平成17年8月 当社取締役就任（現任） 平成18年8月 株式会社ガイアックス 代 表執行役社長（現任） 平成24年1月 AppBank株式会社 社外取 締役就任（現任） 平成26年5月 株式会社東京個別指導学院 社外取締役就任（現任）	(注) 3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		大野 聡子	昭和50年8月30日生	平成10年10月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 平成14年4月 公認会計士登録 平成26年7月 当社監査役就任（現任） 平成26年8月 大野聡子公認会計士事務所開設（現任）	(注) 4	-
監査役		古賀 良三	昭和23年8月7日生	昭和46年4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 平成14年6月 共同ピーアール株式会社取締役管理局长就任 平成22年5月 しまうまプリントシステム株式会社 常勤監査役就任（現任） 平成27年3月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	-
監査役		松本 拓生	昭和47年11月22日生	平成9年4月 最高裁判所司法研修所入所 平成11年4月 第二東京弁護士会登録 平成13年5月 T M I 総合法律事務所勤務 平成18年3月 ニューヨーク州弁護士資格取得 平成19年1月 同事務所パートナー就任 平成22年4月 東京大学法科大学院客員准教授就任 平成23年3月 株式会社カヤック 社外監査役就任（現任） 平成24年1月 PGMホールディングス株式会社 社外取締役就任（現任） 平成24年6月 アールピバン株式会社 社外監査役就任（現任） 平成26年4月 恵比寿松本法律事務所開設 平成27年3月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	-
計						810,820

(注) 1. 取締役上田祐司は、社外取締役であります。

2. 監査役大野聡子、古賀良三及び松本拓生は、社外監査役であります。

3. 平成27年6月11日開催の臨時株主総会終結の時から、平成28年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 平成27年6月11日開催の臨時株主総会終結の時から、平成30年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社サービスにおける購入者、クリエイター、また株主や投資家の皆様等を含めたすべてのステークホルダーの利益を重視し、企業価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの確立は重要な経営課題であると認識しております。

企業統治の体制及び内部統制システムの整備の状況等

イ 企業統治の体制の基本説明

(a) 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、取締役5名により構成されております。取締役会では、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っており、毎月1回の定時取締役会を開催する他、迅速かつ適切な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

また、取締役会にはすべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

(b) 監査役及び監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、毎月1回の監査役会を開催しております。当社の監査役会は、監査役3名（内、常勤社外監査役1名）により構成されております。監査役会では、監査役監査基準に基づき、取締役会に出席し必要に応じて意見を述べるほか、当社の経営に関する監視及び取締役の業務執行に関する適法性について監査を行っております。

(c) 経営会議

経営会議は、代表取締役社長、取締役、常勤監査役及び部門長で構成され、原則として週1回開催しております。経営会議は、取締役会への付議事項についての事前討議、取締役会の決議事項以外の重要な事項についての審議・決議を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。

(d) 内部監査

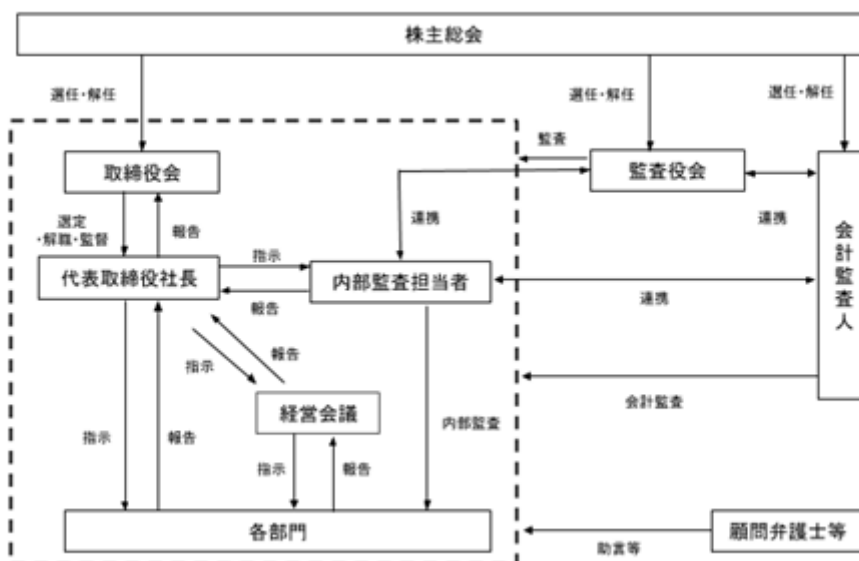
当社は独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役社長直轄の内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、自己の所属する部署を除く全部署に対して業務執行の妥当性やコンプライアンスの遵守状況等について監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果に基づき被監査部署に対して改善を指示し、内部監査担当者を通じてその改善状況をモニタリングすることにより、監査の実効性を確保しております。

(e) 会計監査人

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

ロ 会社の機関・内部統制の関係

当社の会社の機関・内部統制の関係をわかりやすく図示すると、以下のとおりであります。



八 内部統制システムの整備の状況

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」を制定するとともに、各種社内規程を整備し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底をはかり、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。また、法令等の遵守状況及び内部統制機能の有効性を確認するため、監査役及び内部監査担当者が役職員の業務執行状況を監視し、必要な監査を実施しております。

二 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の内部監査担当者4名が内部監査業務を実施しております。年間の内部監査計画に則り、全部署に対して監査を実施し、監査結果については代表取締役社長に都度報告する体制となっております。

当社の監査役会は社外監査役3名で構成されており、うち1名の常勤監査役を選任しております。各監査役は、毎事業年度において策定される監査役監査計画で定められた業務分担に従って監査を行い、原則として月1回開催される監査役会において情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査担当者より定期的に内部監査実施状況及び結果について報告を受ける体制をとっております。

さらに、監査役、内部監査担当者及び会計監査人は定期的に意見交換等を行っており、三者間で情報を共有することで連携を図っております。

ホ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役上田祐司は、当社の株主であるGaiaX Global Marketing & Ventures Pte. Ltd.（持株数160,000株）の取締役及びその親会社である株式会社ガイアックスの代表執行役を務めております。株式会社ガイアックスと当社の間には、当社の運営する「PIXTA」における購入者としての取引がありますが、第三者と同様の取引条件であることや取引の規模に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。なお、社外取締役個人が当社と直接利害関係を有するものではありません。それ以外に、社外取締役及び社外監査役と当社との間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的な基準は定めていないものの、幅広い経験及び知見、専門家としての高い見識、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準等を勘案した上で、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。

社外取締役上田祐司は、株式会社ガイアックス及びその子会社等の取締役を兼任しており、コーポレート・ガバナンスに関する豊富な知見を有しております。

社外監査役大野聡子は、公認会計士としての豊富な経験と、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外監査役古賀良三は、銀行業界における長期の職務経験と、他の会社の取締役、監査役等を歴任した経歴を有しております。

社外監査役松本拓生は、弁護士としての豊富な経験と、法律に関する相当程度の知見を有しております。

ヘ 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。当社と同監査法人又は当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。なお、監査継続年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

(a) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 公認会計士 百井 俊次

指定有限責任社員 公認会計士 矢部 直哉

(b) 監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 5名、その他 8名

リスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、経営会議が主管機能となり、各部門との情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めております。週一回開催される経営会議においてリスク管理に関し協議を行い、必要に応じて弁護士をはじめ公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えております。特に法務上の問題については、顧問弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて指導及び助言を受け、適切な対処を行える体制となっております。

また、「リスク管理規程」を整備し、役員及び従業員が何らかのリスク情報に接した場合、リスク管理担当者である管理部長に連絡するとともに、リスク管理担当者は代表取締役社長、取締役及びその他必要と認められる役員・従業員で構成されるリスク管理委員会を開催し、代表取締役社長に有効に情報が伝達される

システムを構築しております。

さらに、当社の内部監査部署である内部監査担当者は、代表取締役社長の直轄機関として、重要性の高いリスクに対して重点的に内部監査を実施しており、リスク管理体制全般の適切性、有効性を検証できるような体制を整えております。

当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス管理規程」を制定し、その周知徹底と遵守を図っております。管理部長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、研修等必要な諸活動を推進、管理しております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する相談・報告体制として、「社内通報規程」に基づいて管理部及び外部分護士を通報窓口とする社内通報制度を整備しており、組織的又は個人的な法令違反又は不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

当社は、業務上取り扱う顧客等の情報及び当社の企業情報を漏洩リスクから守るため、「個人情報取扱規程」「文書管理規程」「機密文書管理規程」等社内規程を整備し、コンプライアンス委員会を中心にその遵守を確保する体制を整えております。コンプライアンス委員会は、当該社内規程運用のための準則及びシステムを整備し、社内規程等の運用の推進・支援を行っております。

役員報酬等

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	26,808	26,808	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員 (注1)	3,550	3,550	-	-	-	2

- (注) 1. 対象となる役員の員数は社外監査役2名であり、平成27年3月17日開催の第10期定時株主総会終結のときをもって任期満了により退任した社外監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成23年3月29日開催の第6期定時株主総会において、年額5,000万円以内(ただし、使用人分給与を含まない)と決議されております。なお、平成27年3月17日開催の第10期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額20,000万円以内と決議されております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成26年7月16日開催の臨時株主総会において、年額1,000万円以内と決議されております。なお、平成27年3月17日開催の第10期定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額2,000万円以内と決議されております。
4. 子会社における役員報酬の決定は、親会社の株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、子会社の業績、取締役の子会社における職務・職責を勘案して親会社の取締役会で決定いたします。なお、平成27年7月より、グローバル展開を促進させるため、当社取締役1名がシンガポールに居住しており、子会社であるPIXTA ASIA PTE.LTD. から報酬を受けております。

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会での審議のもと、決定は代表取締役社長に一任しております。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、監査役会の協議により決定しております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権を3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項**(a)中間配当制度に関する事項**

当社は、株主への利益還元を機会を増やすことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(b)自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議に基づき自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2)【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
4,000	-	7,500	-

【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模や特性に照らして、監査計画、監査内容及び監査日数を助案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成25年1月1日から平成25年12月31日まで）及び当事業年度（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成27年1月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

- (1) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	2.0%
売上高基準	-
利益基準	0.4%
利益剰余金基準	0.4%

- (2) 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.9%
売上高基準	-
利益基準	1.2%
利益剰余金基準	0.8%

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	136,535	259,446
売掛金	79,527	120,569
前渡金	1,737	1,878
前払費用	10,634	10,024
未収入金	3,024	-
預け金	12,975	33,404
その他	2,338	5,261
貸倒引当金	729	444
流動資産合計	246,044	430,140
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,110	5,110
減価償却累計額	1,152	1,689
建物(純額)	3,957	3,421
工具、器具及び備品	2,456	2,456
減価償却累計額	1,243	1,704
工具、器具及び備品(純額)	1,212	752
有形固定資産合計	5,170	4,173
無形固定資産		
ソフトウェア	499	374
無形固定資産合計	499	374
投資その他の資産		
関係会社株式	8,087	8,087
出資金	30	30
長期前払費用	415	302
敷金及び保証金	17,315	17,135
投資その他の資産合計	25,848	25,554
固定資産合計	31,517	30,101
資産合計	277,561	460,242

（単位：千円）

	前事業年度 （平成25年12月31日）	当事業年度 （平成26年12月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	172,791	200,653
1年内返済予定の長期借入金	2,324	1,008
未払金	15,481	21,038
未払費用	23,601	24,825
未払法人税等	1,353	9,396
未払消費税等	8,727	25,779
前受金	18,064	42,333
預り金	6,838	7,580
その他	203	326
流動負債合計	249,385	332,940
固定負債		
長期借入金	7,732	6,724
固定負債合計	7,732	6,724
負債合計	257,117	339,664
純資産の部		
株主資本		
資本金	141,478	146,278
資本剰余金		
資本準備金	131,478	136,278
資本剰余金合計	131,478	136,278
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	252,512	161,979
利益剰余金合計	252,512	161,979
株主資本合計	20,444	120,577
純資産合計	20,444	120,577
負債純資産合計	277,561	460,242

【四半期貸借対照表】

（単位：千円）

当第2四半期会計期間
（平成27年6月30日）

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	297,154
売掛金	160,247
その他	59,451
貸倒引当金	536
流動資産合計	516,316
固定資産	
有形固定資産	9,950
無形固定資産	3,529
投資その他の資産	39,866
固定資産合計	53,346
資産合計	569,662
負債の部	
流動負債	
買掛金	222,793
未払法人税等	6,813
前受金	68,324
その他	74,716
流動負債合計	372,648
負債合計	372,648
純資産の部	
株主資本	
資本金	149,918
資本剰余金	139,918
利益剰余金	92,823
株主資本合計	197,013
純資産合計	197,013
負債純資産合計	569,662

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
売上高	782,322	1,068,758
売上原価	410,061	487,684
売上総利益	372,260	581,073
販売費及び一般管理費	418,032	483,195
営業利益又は営業損失()	45,771	97,878
営業外収益		
受取利息	18	20
受取配当金	1	1
広告料収入	265	586
セミナー収入	57	352
受取補償金	632	49
その他	62	9
営業外収益合計	1,037	1,019
営業外費用		
支払利息	308	242
株式交付費	305	-
為替差損	1,103	213
営業外費用合計	1,716	455
経常利益又は経常損失()	46,450	98,441
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	46,450	98,441
法人税、住民税及び事業税	530	7,908
法人税等合計	530	7,908
当期純利益又は当期純損失()	46,980	90,533

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)		当事業年度 (自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
素材仕入		342,571	83.6	424,071	87.0
労務費		16,507	4.0	20,518	4.2
経費		50,982	12.4	43,094	8.8
合計		410,061	100.0	487,684	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際個別原価計算によっております。

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日)
外注費(千円)	5,083	380
賃借料(千円)	43,539	39,895
地代家賃(千円)	1,429	2,009

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)
売上高	649,703
売上原価	283,825
売上総利益	365,878
販売費及び一般管理費	290,987
営業利益	74,890
営業外収益	
受取利息	20
広告料収入	593
その他	54
営業外収益合計	668
営業外費用	
支払利息	104
為替差損	759
営業外費用合計	863
経常利益	74,694
税引前四半期純利益	74,694
法人税、住民税及び事業税	5,538
法人税等合計	5,538
四半期純利益	69,156

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	104,472	94,472	94,472	205,532	205,532	6,588	6,588
当期変動額							
新株の発行	35,006	35,006	35,006			70,012	70,012
新株の発行（新株予約権の 行使）	2,000	2,000	2,000			4,000	4,000
当期純損失（ ）				46,980	46,980	46,980	46,980
当期変動額合計	37,006	37,006	37,006	46,980	46,980	27,032	27,032
当期末残高	141,478	131,478	131,478	252,512	252,512	20,444	20,444

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	141,478	131,478	131,478	252,512	252,512	20,444	20,444
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の 行使）	4,800	4,800	4,800			9,600	9,600
当期純利益				90,533	90,533	90,533	90,533
当期変動額合計	4,800	4,800	4,800	90,533	90,533	100,133	100,133
当期末残高	146,278	136,278	136,278	161,979	161,979	120,577	120,577

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	46,450	98,441
減価償却費	1,228	1,302
貸倒引当金の増減額(は減少)	416	284
株式交付費	305	-
受取利息及び受取配当金	19	22
支払利息	308	242
為替差損益(は益)	91	1,144
売上債権の増減額(は増加)	56,893	41,042
預け金の増減額(は増加)	3,610	2,550
仕入債務の増減額(は減少)	44,561	27,861
未払金の増減額(は減少)	881	6,637
未払費用の増減額(は減少)	6,972	1,224
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(は減少)	386	663
未払消費税等の増減額(は減少)	3,303	17,051
前受金の増減額(は減少)	6,129	24,269
預り金の増減額(は減少)	2,447	741
その他	2,367	738
小計	42,490	134,130
利息及び配当金の受取額	19	22
利息の支払額	237	171
法人税等の支払額	289	530
営業活動によるキャッシュ・フロー	42,996	133,450
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	850	1,080
無形固定資産の取得による支出	655	-
関係会社株式の取得による支出	8,087	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,592	1,080
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	3,012	2,324
株式の発行による収入	69,707	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	4,000	9,600
財務活動によるキャッシュ・フロー	70,695	7,276
現金及び現金同等物に係る換算差額	91	1,144
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	18,197	140,790
現金及び現金同等物の期首残高	122,663	140,861
現金及び現金同等物の期末残高	140,861	281,651

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	74,694
減価償却費	843
貸倒引当金の増減額（は減少）	92
受取利息及び受取配当金	20
支払利息	104
為替差損益（は益）	258
売上債権の増減額（は増加）	39,677
仕入債務の増減額（は減少）	22,140
未払法人税等（外形標準課税）の増減額（は減少）	203
前受金の増減額（は減少）	25,990
その他	5,316
小計	78,389
利息及び配当金の受取額	20
利息の支払額	19
法人税等の支払額	7,917
営業活動によるキャッシュ・フロー	70,473
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	7,149
無形固定資産の取得による支出	3,367
敷金及び保証金の差入による支出	14,718
投資活動によるキャッシュ・フロー	25,235
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	7,732
新株予約権の行使による株式の発行による収入	7,280
財務活動によるキャッシュ・フロー	452
現金及び現金同等物に係る換算差額	258
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	45,044
現金及び現金同等物の期首残高	281,651
現金及び現金同等物の四半期末残高	326,695

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 4～6年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

定額法によっております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3)長期前払費用

均等償却によっております。

3．繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 4～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

定額法によっております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

前事業年度（平成25年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成26年12月31日）

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度17%、当事業年度18%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度83%、当事業年度82%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)		(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	
	千円		千円	
役員報酬	28,406		30,358	
給料手当	168,763		187,750	
法定福利費	25,065		28,668	
広告宣伝費	67,841		86,668	
減価償却費	1,146		1,032	
貸倒引当金繰入額	460		49	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)1	8,175	79,437	-	87,612
A種優先株式(注)2	883	7,947	-	8,830
合計	9,058	87,384	-	96,442

(注)1. 普通株式の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加が100株、株式分割(1株を10株に分割)による増加が74,475株、第三者割当による新株の発行による増加が4,862株であります。

2. A種優先株式の増加は、株式分割(1株を10株に分割)によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	87,612	2,400	-	90,012
A種優先株式	8,830	-	-	8,830
合計	96,442	2,400	-	98,842

(注) 普通株式の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
現金及び預金	136,535千円	259,446千円
預け金（注）	4,325千円	22,204千円
現金及び現金同等物	140,861千円	281,651千円

（注）預け金の一部は当社提供サービスの対価回収における、決済サービス会社に対しての一時的な預け入れであり、随時引き出し可能であることから現金及び現金同等物に含めております。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、主に自己資金によっておりますが、一部必要な資金を銀行借入等により調達しております。一時的な余資につきましては、安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、敷金及び保証金は、不動産賃貸借契約に基づき、支出した敷金及び保証金であります。これは、退去時に返還されるものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。

借入金は、主に運転資金を用途とした資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権並びに敷金及び保証金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建債権債務に係る為替変動リスクについて通貨別に区分し、継続的に把握しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	136,535	136,535	-
(2) 売掛金	79,527		
貸倒引当金(1)	451		
	79,075	79,075	-
(3) 敷金及び保証金	17,315	9,995	7,320
資産計	232,925	225,605	7,320
(4) 買掛金	172,791	172,791	-
(5) 未払金	15,481	15,481	-
(6) 長期借入金(2)	10,056	10,036	20
負債計	198,328	198,308	20

(1) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積期間に基づき、国債の利回り等適切な指標にスプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(4) 買掛金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

これらは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成25年12月31日)
関係会社株式	8,087

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

3．金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	136,168	-	-	-
売掛金	79,527	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	17,315
合計	215,695	-	-	17,315

4．長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	2,324	1,008	1,008	1,008	1,008	3,700
合計	2,324	1,008	1,008	1,008	1,008	3,700

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、主に自己資金によっておりますが、一部必要な資金を銀行借入等により調達しております。一時的な余資につきましては、安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、預け金の一部は決済サービス会社に対する当社資金の預入であるため預入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。

未払消費税等は、そのすべてが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

借入金は、主に運転資金を用途とした資金調達であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建債権債務に係る為替変動リスクについて通貨別に区分し、継続的に把握しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	259,446	259,446	-
(2) 売掛金	120,569		
貸倒引当金(1)	444		
	120,125	120,125	-
(3) 預け金	33,404	33,404	-
資産計	412,975	412,975	-
(4) 買掛金	200,653	200,653	-
(5) 未払金	21,038	21,038	-
(6) 未払消費税等	25,779	25,779	-
(7) 長期借入金(2)	7,732	7,719	13
負債計	255,202	255,189	13

(1) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

これらは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成26年12月31日)
関係会社株式	8,087

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

3．金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	259,339	-	-	-
売掛金	120,569	-	-	-
預け金	33,404	-	-	-
合計	413,313	-	-	-

4．長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008	2,692
合計	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008	2,692

(有価証券関係)

前事業年度（平成25年12月31日）

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は8,087千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

当事業年度（平成26年12月31日）

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は8,087千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	取締役 1名 社外協力者 1名	取締役 1名 従業員 5名	従業員 6名	取締役 1名 従業員 11名
株式の種類別のス tock・オプションの 数（注）	普通株式 116,000株	普通株式 24,000株	普通株式 12,000株	普通株式 16,600株
付与日	平成19年1月5日	平成21年8月2日	平成22年7月20日	平成23年10月4日
権利確定条件	付されていません。	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めていません。	同左	同左	同左
権利行使期間	自 平成21年1月1日 至 平成28年11月30日	自 平成24年8月1日 至 平成31年6月30日	自 平成24年8月1日 至 平成31年6月30日	自 平成25年10月5日 至 平成33年8月23日

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	従業員 3名	取締役 1名 従業員 13名
株式の種類別のス tock・オプションの 数（注）	普通株式 3,400株	普通株式 15,000株
付与日	平成24年3月2日	平成24年12月15日
権利確定条件	付されていません。	同左
対象勤務期間	定めていません。	同左
権利行使期間	自 平成26年3月3日 至 平成33年8月23日	自 平成26年12月16日 至 平成34年3月28日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、平成21年8月2日付株式分割（1株につき20株の割合）、平成25年10月7日付株式分割（1株につき10株の割合）及び平成27年6月12日付株式分割（1株につき20株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成25年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・ オプション	第2回 ストック・ オプション	第3回 ストック・ オプション	第4回 ストック・ オプション	第5回 ストック・ オプション	第6回 ストック・ オプション
権利確定前 (株)						
前事業年度末	-	-	-	16,400	3,400	15,000
付与	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	16,400	-	-
未確定残	-	-	-	-	3,400	15,000
権利確定後 (株)						
前事業年度末	116,000	12,000	10,000	-	-	-
権利確定	-	-	-	16,400	-	-
権利行使	20,000	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-
未行使残	96,000	12,000	10,000	16,400	-	-

(注) 平成21年8月2日付株式分割(1株につき20株の割合)、平成25年10月7日付株式分割(1株につき10株の割合)及び平成27年6月12日付株式分割(1株につき20株)の割合による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回 ストック・ オプション	第2回 ストック・ オプション	第3回 ストック・ オプション	第4回 ストック・ オプション	第5回 ストック・ オプション	第6回 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	200	225	225	300	300	300
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-	-	-

(注) 平成21年8月2日付株式分割(1株につき20株の割合)、平成25年10月7日付株式分割(1株につき10株の割合)及び平成27年6月12日付株式分割(1株につき20株)の割合による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位あたりの本源的価値の見積もりによっております。また、単位あたりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位あたりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	75,426千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	10,400千円

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	取締役 1名 社外協力者 1名	取締役 1名 従業員 5名	従業員 6名	取締役 1名 従業員 11名
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 116,000株	普通株式 24,000株	普通株式 12,000株	普通株式 16,600株
付与日	平成19年1月5日	平成21年8月2日	平成22年7月20日	平成23年10月4日
権利確定条件	付されていません。	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めていません。	同左	同左	同左
権利行使期間	自 平成21年1月1日 至 平成28年11月30日	自 平成24年8月1日 至 平成31年6月30日	自 平成24年8月1日 至 平成31年6月30日	自 平成25年10月5日 至 平成33年8月23日

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	従業員 3名	取締役 1名 従業員 13名	取締役 2名 従業員 13名	従業員 1名
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 3,400株	普通株式 15,000株	普通株式 10,400株	普通株式 4,000株
付与日	平成24年3月2日	平成24年12月15日	平成26年3月14日	平成26年7月17日
権利確定条件	付されていません。	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めていません。	同左	同左	同左
権利行使期間	自 平成26年3月3日 至 平成33年8月23日	自 平成26年12月16日 至 平成34年3月28日	自 平成28年3月15日 至 平成35年10月4日	自 平成28年7月18日 至 平成35年10月4日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成21年8月2日付株式分割（1株につき20株の割合）、平成25年10月7日付株式分割（1株につき10株の割合）及び平成27年6月12日付株式分割（1株につき20株）の割合による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成26年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・ オプション	第2回 ストック・ オプション	第3回 ストック・ オプション	第4回 ストック・ オプション	第5回 ストック・ オプション	第6回 ストック・ オプション
権利確定前 (株)						
前事業年度末	-	-	-	-	3,400	15,000
付与	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	1,200
権利確定	-	-	-	-	3,400	13,800
未確定残	-	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)						
前事業年度末	96,000	12,000	10,000	16,400	-	-
権利確定	-	-	-	-	3,400	13,800
権利行使	48,000	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	400	1,200	-
未行使残	48,000	12,000	10,000	16,000	2,200	13,800

	第7回 ストック・ オプション	第8回 ストック・ オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	10,400	4,000
失効	400	-
権利確定	-	-
未確定残	10,000	4,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 平成21年8月2日付株式分割(1株につき20株の割合)、平成25年10月7日付株式分割(1株につき10株の割合)及び平成27年6月12日付株式分割(1株につき20株)の割合による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回 ストック・ オプション	第2回 ストック・ オプション	第3回 ストック・ オプション	第4回 ストック・ オプション	第5回 ストック・ オプション	第6回 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	200	225	225	300	300	300
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-	-	-

	第7回 ストック・ オプション	第8回 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	720	720
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

(注) 平成21年8月2日付株式分割(1株につき20株の割合)、平成25年10月7日付株式分割(1株につき10株の割合)及び平成27年6月12日付株式分割(1株につき20株)の割合による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位あたりの本源的価値の見積もりによっております。また、単位あたりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	49,290千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	24,960千円

(税効果会計関係)

前事業年度（平成25年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年12月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	313千円
販売促進費	201
貸倒引当金	252
一括償却資産	447
減価償却超過額	6,349
繰越欠損金	73,656
その他	435
繰延税金資産小計	81,656
評価性引当額	81,656
繰延税金資産合計	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

当事業年度（平成26年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成26年12月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	952千円
販売促進費	126
貸倒引当金	106
一括償却資産	404
減価償却超過額	4,324
繰越欠損金	46,267
その他	20
繰延税金資産小計	52,202
評価性引当額	52,202
繰延税金資産合計	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成26年12月31日)
法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
住民税均等割	0.5
評価性引当金の増減	30.1
税率変更による期末繰延税金資産の増減修正	0.2
その他	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

なお、法定実効税率の変更による当事業年度末の一時差異等を基礎として繰延税金資産及び繰延税金負債を再計算した場合の影響はありません。

4. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、35.6%から32.9%に、平成29年1月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、32.1%に変更されます。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（持分法損益等）

前事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

当社には非連結子会社が存在しますが、利益基準及び利益剰余金基準に照らし重要性が乏しいため、持分法を適用しておりません。

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

当社には非連結子会社が存在しますが、利益基準及び利益剰余金基準に照らし重要性が乏しいため、持分法を適用しておりません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

当社は、クリエイティブ・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

当社は、クリエイティブ・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	PIXTA ASIA PTE. LTD.	シンガ ポール	8,087	素材調達支援 海外展開支援	直接 100	役員の兼 任	出資の引受 (注) 1	8,087	関係会社 株式	8,087
							業務委託費用 (注) 2	922	未払金	922

（注）1．会社の設立に伴い、当社が出資の引受を行ったものであります。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

価格等の取引条件は、委託業務の内容を勘案し、両者協議の上決定しております。

（２）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	古俣 大介	-	-	当社代表取締 役社長	(被所有) 直接 30.24	-	債務被保証 (注) 1	10,056	-	-
	遠藤 健治	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 8.06	-	増資引受 (注) 2	25,344	-	-

（注）1．銀行借入に対して、債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。なお、取引金額については、当事業年度末日現在の借入金残高を記載しております。

2．当社の行った第三者割当増資を1株14,400円で引き受けたものであります。

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（２）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり純資産額	20.53円	30.62円
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額（ ）	25.52円	46.87円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前事業年度は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できず、また1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。当事業年度は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成25年10月7日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を行い、平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額		
当期純利益金額又は当期純損失金額 () (千円)	46,980	90,533
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額又は 当期純損失金額() (千円)	46,980	90,533
普通株式の期中平均株式数(株)	1,840,830	1,931,470
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数308個)。 詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権5種類(新株予約権の数982個)。 詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	20,444	120,577
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	60,044	60,044
(うちA種優先株式)(千円)	60,044	60,044
普通株式に係る純資産額(千円)	39,600	60,533
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の株式の数(株)	1,928,840	1,976,840

（重要な後発事象）

前事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. 新株予約権（ストック・オプション）の発行

第9回新株予約権

当社は平成27年1月23日開催の臨時株主総会及び平成27年3月17日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行することを決議し、平成27年3月18日に付与いたしました。

なお、ストック・オプション制度の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（7）ストックオプション制度の内容」に記載しております。

第10回新株予約権

当社は平成27年1月23日開催の臨時株主総会及び平成27年4月1日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を無償で発行することを決議し、平成27年4月2日に付与いたしました。

なお、ストック・オプション制度の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（7）ストックオプション制度の内容」に記載しております。

第11回新株予約権

当社は、平成27年6月11日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議いたしました。新株予約権の概要は以下のとおりであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社従業員に対し、当社の業績向上に対する意欲や志気を高めることを目的として、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 本株主総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込を要しないこととする。

3. 新株予約権の数の上限

10,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式10,000株を上限とし、下記4（1）により定義する付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限の数を乗じた数とする。

4. 本新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。なお、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

（2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。但し、当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から起算して2年を経過した日より平成37年6月11日までとする。

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

(7) 新株予約権の取得条項

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

2. A種優先株式の普通株式との交換並びに自己株式（A種優先株式）の消却

当社は、平成27年5月15日付で、定款に基づきA種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また当社が取得したA種優先株式について、平成27年5月15日開催の取締役会決議により、同日付で会社法第178条に基づき当該A種優先株式をすべて消却いたしました。

A種優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得株式数	A種優先株式	8,830株
(2) 交換により交付した普通株式数		8,830株
(3) 交付後の発行済普通株式数		100,322株

3. 株式分割、単元株制度の採用

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会決議に基づき、平成27年6月12日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

（２）株式分割の概要

分割方法

平成27年6月11日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき20株の割合をもって分割しております。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	100,322株
今回の分割により増加する株式数	1,906,118株
株式分割後の発行済株式総数	2,006,440株
株式分割後の発行可能株式総数	8,000,000株

株式分割の効力発生日

平成27年6月12日

（３）単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

（四半期貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（四半期損益計算書関係）

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日)
	千円
広告宣伝費	45,538
給料手当	102,244
貸倒引当金繰入額	92

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の四半期末残高と、四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日)
現金及び預金	297,154千円
預け金（流動資産その他）（注）	29,541千円
現金及び現金同等物	326,695千円

（注）預け金の一部は当社提供サービスの対価回収における、決済サービス会社に対しての一時的な預け入れであり、随時引き出し可能であることから現金及び現金同等物に含めております。

（株主資本等関係）

1．配当金支払額

該当事項はありません。

2．基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（持分法損益等）

当社は子会社1社（PIXTA ASIA PTE. LTD.）を有しておりますが、持分法非適用の非連結子会社であるため、記載しておりません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間（自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日）

当社は、クリエイティブ・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	34.81円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	69,156
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	69,156
普通株式の期中平均株式数(株)	1,986,433
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	<p>第9回新株予約権 (平成27年3月17日取締役会決議) 新株予約権の数 1,200個</p> <p>第10回新株予約権 (平成27年4月1日取締役会決議) 新株予約権の数 100個</p> <p>詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	5,110	-	-	5,110	1,689	536	3,421
工具、器具及び備品	2,456	-	-	2,456	1,704	460	752
有形固定資産計	7,566	-	-	7,566	3,393	997	4,173
無形固定資産							
ソフトウェア	1,977	-	-	1,977	1,602	124	374
無形固定資産計	1,977	-	-	1,977	1,602	124	374
長期前払費用	680	-	-	680	377	113	302

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	2,324	1,008	2.20	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	7,732	6,724	2.20	平成34年
合計	10,056	7,732	-	-

(注) 1. 平均利率については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,008	1,008	1,008	1,008

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	729	444	334	395	444

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	107
預金	
普通預金	249,339
定期預金	10,000
小計	259,339
合計	259,446

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
ベリトランス株式会社	70,425
株式会社ラクーン	7,223
リプレックス株式会社	1,079
株式会社CyberZ	982
株式会社クレオ	538
その他	40,319
合計	120,569

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{365}{(B)}$
79,527	1,089,879	1,048,836	120,569	89.7	33.5

（注） 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．預け金

相手先	金額（千円）
PayPal Pte.Ltd.	21,651
東京法務局 供託金	11,200
Skrill Limited	552
合計	33,404

負債の部
イ．買掛金

相手先	金額（千円）
我妻識史	9,177
天野裕子	5,527
橋本亜沙子	6,200
富樫一幸	2,784
岡田卓士	2,397
その他	174,568
合計	200,653

ロ．未払費用

区分	金額（千円）
給与	19,832
社会保険料	4,918
その他	73
合計	24,825

ハ．未払消費税等

区分	金額（千円）
未払消費税等	25,779
合計	25,779

ニ．前受金

区分	金額（千円）
定額制サービス利用料	23,124
デジタル素材購入用プリペイド	19,163
その他	45
合計	42,333

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区大手町二丁目6番2号 東京証券代行株式会社
株主名簿管理人	東京都千代田区大手町二丁目6番2号 東京証券代行株式会社
取次所	東京証券代行株式会社 各取次所
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区大手町二丁目6番2号 東京証券代行株式会社
株主名簿管理人	東京都千代田区大手町二丁目6番2号 東京証券代行株式会社
取次所	
買取手数料	無
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当会社のホームページ上に掲載しております。 (ホームページアドレス https://pixta.co.jp/)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年4月16日	若手起業家のための投資事業有限責任組合 無限責任組合員PE&HR株式会社 代表取締役 山本亮二郎	東京都千代田区 麹町一丁目12番地 12 ホームマト半蔵門 4F	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	Globis Fund , L.P. General Partner Globis Fund (GP) Co.,Ltd. Director Michell Cullen	PO Box 309 GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	578 (注)4	83,232,000 (144,000) (注)4 (注)5	所有者の事情による
平成25年4月16日	若手起業家のための投資事業有限責任組合 無限責任組合員PE&HR株式会社 代表取締役 山本亮二郎	東京都千代田区 麹町一丁目12番地 12 ホームマト半蔵門 4F	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	Globis Fund (B), L.P. General Partner Globis Fund (GP) Co.,Ltd. Director Michell Cullen	PO Box 309 GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	162 (注)4	23,328,000 (144,000) (注)4 (注)5	所有者の事情による
平成25年5月13日	古俣大介	千葉県 松戸市	特別利害関係者等 (当社代表取締役) (大株主上位10名)	遠藤健治	東京都 渋谷区	特別利害関係者等 (当社取締役) (大株主上位10名)	80 (注)4	11,520,000 (144,000) (注)4 (注)5	役員としての経営参画意識向上のため
平成25年5月14日	-	-	-	内田浩太郎	神奈川県 鎌倉市	特別利害関係者等 (当社取締役)	100 (注)4	4,000,000 (40,000) (注)4 (注)6	新株予約権の権利行使
平成25年6月21日	内田浩太郎	神奈川県 鎌倉市	特別利害関係者等 (当社取締役)	遠藤健治	東京都 渋谷区	特別利害関係者等 (当社取締役) (大株主上位10名)	100 (注)4	14,400,000 (144,000) (注)4 (注)5	所有者の事情による
平成25年9月24日	投資事業組合オリックス10号 業務執行組合員オリックス・キャピタル 代表取締役 鳥井雅之	東京都港区 浜松町二丁目4番1号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	Globis Fund , L.P. General Partner Globis Fund (GP) Co.,Ltd. Director Michell Cullen	PO Box 309 GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	187 (注)4	26,928,000 (144,000) (注)4 (注)5	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年9月24日	投資事業組合オリックス10号 業務執行組合員オリックス・キャピタル 代表取締役 鳥井雅之	東京都港区 浜松町二丁目4番1号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	Globis Fund (B), L.P. General Partner Globis Fund (GP) Co., Ltd. Director Michell Cullen	PO Box 309 GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	53 (注)4	7,632,000 (144,000) (注)4 (注)5	所有者の事情による
平成26年3月27日	佐伯和俊	神奈川県横浜市青葉区	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	古俣大介	千葉県松戸市	特別利害関係者等 (当社代表取締役、当社子会社役員) (大株主上位10名)	200 (注)4	2,880,000 (14,400) (注)4 (注)5	所有者の事情による
平成26年3月27日	佐伯和俊	神奈川県横浜市青葉区	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	遠藤健治	東京都渋谷区	特別利害関係者等 (当社取締役) (大株主上位10名)	200 (注)4	2,880,000 (14,400) (注)4 (注)5	所有者の事情による
平成26年12月12日	-	-	-	内田浩太郎	神奈川県鎌倉市	特別利害関係者等 (当社取締役、当社子会社役員)	2,400 (注)4	9,600,000 (4,000) (注)4 (注)6	新株予約権の権利行使
平成27年4月3日	ピクスタ従業員持株会 理事長 酒井玲子	東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号 IVYイーストビル9F	当社従業員持株会	恩田茂穂	東京都目黒区	特別利害関係者等 (当社取締役)	161 (注)4	-	役員就任に伴う従業員持株会からの退会
平成27年4月30日	-	-	-	Social Entrepreneur 投資事業有限責任組合 無限責任組合員PE&HR 株式会社 代表取締役 山本亮二郎	東京都千代田区麹町一丁目12番地12 ホームマツ半蔵門4F	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	800 (注)4	3,200,000 (4,000) (注)4 (注)6	新株予約権の権利行使
平成27年5月7日	-	-	-	遠藤健治	東京都渋谷区	特別利害関係者等 (当社取締役) (大株主上位10名)	650 (注)4	3,900,000 (6,000) (注)4 (注)6	新株予約権の権利行使

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年5月15日	-	-	-	Globis Fund , L.P. General Partner Globis Fund (GP) Co.,Ltd. Director Michell Cullen	PO Box 309 GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	6,890 (注)4	-	A種優先株式の普通株式への転換
平成27年5月15日	-	-	-	Globis Fund (B), L.P. General Partner Globis Fund (GP) Co.,Ltd. Director Michell Cullen	PO Box 309 GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	1,940 (注)4	-	A種優先株式の普通株式への転換

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」といいます。）が定める「有価証券上場規程施行規則」（以下「同施行規則」といいます。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除きます。以下、1.において同じ。）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成25年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含みます。以下「株式等の移動」といいます。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況を確認することとされております。また、当社は当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合には、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者...役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」といいます。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限ります。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 平成25年10月7日付で株式1株につき10株の株式分割を行い、平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。
5. 移動価格は、第三者機関による株価算定の結果等を参考にし、当事者間での協議により決定しております。
6. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成25年10月31日	平成26年3月14日	平成26年7月17日
種類	普通株式	第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行数	4,862株 (注)5	普通株式 520株 (注)5、6	普通株式 200株 (注)5
発行価格	14,400円 (注)3、5	14,400円 (注)3、5	14,400円 (注)3、5
資本組入額	7,200円 (注)5	7,200円 (注)5	7,200円 (注)5
発行価額の総額	70,012,800円	7,488,000円	2,880,000円
資本組入額の総額	35,006,400円	3,744,000円	1,440,000円
発行方法	第三者割当	平成25年10月4日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成25年10月4日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	(注)2	(注)2

項目	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成27年3月18日	平成27年4月2日
種類	第9回新株予約権	第10回新株予約権
発行数	普通株式 1,200株 (注)5	普通株式 100株 (注)5
発行価格	14,400円 (注)3、5	14,400円 (注)3、5
資本組入額	7,200円 (注)5	7,200円 (注)5
発行価額の総額	17,280,000円	1,440,000円
資本組入額の総額	8,640,000円	720,000円
発行方法	平成27年1月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成27年1月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2

(注)1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規則に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」といいます。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」といいます。）第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲

渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と定める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理を取消の措置をとるものとしております。

(3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成26年12月31日であります。

2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1条第1項の規定に基づき、当社は、割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格は、第三者機関による株価算定の結果等を参考にして決定しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	14,400円 (注)5	14,400円 (注)5	14,400円 (注)5	14,400円 (注)5
行使請求期間	自 平成28年3月15日 至 平成35年10月4日	自 平成28年7月18日 至 平成35年10月4日	自 平成29年3月19日 至 平成37年1月23日	自 平成29年4月3日 至 平成37年1月23日
行使の条件及び譲渡に関する事項	第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左	同左	同左

5. 平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」「発行価格」「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」「発行価格」「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

6. 新株予約権 については、退職等により従業員4名分45株分の権利が喪失しております。

2【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Globis Fund , L.P. General Partner Globis Fund (GP) Co.,Ltd. Director Michell Cullen	PO Box 309GT, Uglan House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	ベンチャー キャピタル	2,186	31,478,400 (14,400)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
遠藤健治	東京都渋谷区	会社役員	1,760	25,344,000 (14,400)	特別利害関係者等 (当社取締役) (大株主上位10名)
Globis Fund (B), L.P. General Partner Globis Fund (GP) Co.,Ltd. Director Michell Cullen	PO Box 309GT, Uglan House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	ベンチャー キャピタル	614	8,841,600 (14,400)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ピクスタ従業員持株会 理事長 恩田茂穂	東京都渋谷区渋谷三丁目 11番11号 IVYイーストビル9F	当社従業員 持株会	302	4,348,800 (14,400)	当社従業員持株会

(注)平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権 第7回新株予約権(平成25年10月4日臨時株主総会決議及び平成26年3月13日取締役会決議)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
内田浩太郎	神奈川県鎌倉市	会社役員	100	1,440,000 (14,400)	特別利害関係者等 (当社取締役、当社 子会社役員)
遠藤健治	東京都渋谷区	会社役員	100	1,440,000 (14,400)	特別利害関係者等 (当社取締役) (大株主上位10名)
恩田茂穂	東京都目黒区	会社員	80	1,152,000 (14,400)	当社従業員

- (注)1. 恩田茂穂は、平成27年3月17日付で当社取締役に選任されております。
2. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員(特別利害関係者等を除く。)8名、割当株式の総数195株に関する記載は省略しております。
3. 平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
4. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権 第8回新株予約権（平成25年10月4日臨時株主総会決議及び平成26年7月16日取締役会決議）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
秋岡和寿	神奈川県川崎市幸区	会社員	200	2,880,000 (14,400)	当社従業員

(注) 平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権 第9回新株予約権（平成27年1月23日臨時株主総会及び平成27年3月17日取締役会決議）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
遠藤健治	東京都渋谷区	会社役員	600	8,640,000 (14,400)	特別利害関係者等 (当社取締役) (大株主上位10名)
恩田茂穂	東京都目黒区	会社役員	300	4,320,000 (14,400)	特別利害関係者等 (当社取締役)
白倉弘太	東京都江東区	会社員	100	1,440,000 (14,400)	当社従業員

(注) 1. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く。）25名、割当株式の総数200株に関する記載は省略しております。
2. 平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権 第10回新株予約権（平成27年1月23日臨時株主総会及び平成27年4月1日臨時取締役会決議）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
六人部生馬	東京都大田区	会社員	100	1,440,000 (14,400)	当社従業員

(注) 平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
古俣大介（注）1、2、5	千葉県松戸市	587,200	27.76
Globis Fund , L.P. （注）2	P0 Box 309GT, Uglan House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	409,520	19.36
SocialEntrepreneur投資事業有限 責任組合 （注）2	東京都千代田区麹町一丁目12番地12 ホームツト半蔵門4F	330,000	15.60
遠藤健治（注）2、3、5	シンガポール共和国 トンワットロード	186,400 (14,000)	8.81 (0.66)
GaiaX Global Marketing & Ventures Pte. Ltd. （注）2	10 Anson Road #14-06 International Plaza Singapore	160,000	7.56
Globis Fund (B), L.P. （注）2	P0 Box 309GT, Uglan House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	115,080	5.44
内田浩太郎（注）2、3	神奈川県鎌倉市	82,000 (34,000)	3.88 (1.61)
佐伯和俊（注）2	神奈川県横浜市青葉区	72,000	3.40
関西インキュベーション投資事業 有限責任組合 （注）2	東京都千代田区麹町一丁目12番地12 ホームツト半蔵門4F	35,000	1.65
古俣範雄（注）2、4	埼玉県草加市	22,000	1.04
ピクスタ従業員持株会	東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号 IVYイーストビル9F	17,420	0.82
コリアンダー有限公司	東京都港区六本木四丁目11番4号 六本木ビル303	16,000	0.76
恩田茂穂（注）3	東京都目黒区	15,820 (12,600)	0.75 (0.60)
小張亮（注）6	東京都杉並区	11,400 (11,400)	0.54 (0.54)
宮前賢一（注）6	神奈川県横浜市戸塚区	9,400 (9,400)	0.44 (0.44)
村上敦浩	東京都港区	9,000	0.43
宮島壮洋	東京都江東区	9,000	0.43
岡洋介（注）6	東京都町田市	6,800 (6,800)	0.32 (0.32)
秋岡和寿（注）6	神奈川県川崎市幸区	4,400 (4,400)	0.21 (0.21)
白倉弘太（注）6	東京都江東区	3,600 (3,600)	0.17 (0.17)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
中山伴恵（注）6	神奈川県横浜市都筑区	2,800 (2,800)	0.13 (0.13)
森本千絵美（注）6	神奈川県川崎市中原区	2,400 (2,400)	0.11 (0.11)
六人部生馬（注）6	東京都大田区	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
所有株式数900株の株主2名	-	1,800 (1,800)	0.09 (0.09)
所有株式数600株の株主1名	-	600	0.03
所有株式数500株の株主1名	-	500 (500)	0.02 (0.02)
所有株式数400株の株主1名	-	400 (400)	0.02 (0.02)
所有株式数200株の株主4名	-	800 (800)	0.04 (0.04)
所有株式数100株の株主18名	-	1,800 (1,800)	0.09 (0.09)
計		2,115,140 (108,700)	100.00 (5.14)

（注）1．特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）

2．特別利害関係者等（大株主上位10名）

3．特別利害関係者等（当社の取締役）

4．特別利害関係者等（当社の代表取締役の二親等内の血族）

5．特別利害関係者等（当社子会社役員）

6．当社従業員

7．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

8．（ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成27年 8 月 3 日

ピクスタ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 百井 俊次指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢部 直哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているピクスタ株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクスタ株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年8月3日

ピクスタ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 百井 俊次指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢部 直哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているピクスタ株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクスタ株式会社の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月3日

ピクスタ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 百井 俊次指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢部 直哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているピクスタ株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第11期事業年度の第2四半期会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成27年1月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ピクスタ株式会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。